# 令和８年度
# 教育委員会の権限に属する事務の管理
# 及び執行状況についての点検及び評価

（令和７年度対象）

令和８年９月

香春町教育委員会

# 目　　次

はじめに　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

教育委員会の活動状況について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

香春町教育振興基本計画の基本的考え方　・・・・・・・・・・・・・・・　3

点検評価の対象及び評価基準等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5

令和７年度香春町教育施策の推進状況の点検及び評価　・・・・・・・・　7

＜基本的な方向性１＞幼児期における教育及び義務教育の充実を図る・・　7

＜基本的な方向性２＞学校・家庭・地域の連携・協働により
心豊かな子どもたちの育成を図る　・・　２９

＜基本的な方向性３＞生涯学習社会の実現を目指す　・・・・・・・・・　３５

＜基本的な方向性４＞安全・安心な教育環境を整備する　・・・・・・・　５３

令和７年度香春町教育施策の推進状況の点検・評価に対する総評　・・・・・　６０

（資料１）地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２１条、第２６条・・　６１

（資料２）香春町教育委員会評価委員会設置要綱　・・・・・・・・・・・　６２

## はじめに

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２６条第１項において「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。」と規定されています。

この点検及び評価は令和７年度の教育施策の推進状況に関し、学識経験者の知見や視点を活用して行ったものであり、効果的、効率的な教育行政を推進し、その推進状況について町民に対して説明責任を果たすこと、そしてこの点検及び評価の結果を踏まえ、今後の教育施策を充実させることを目的としています。

香春町教育行政の推進に対し、町議会議員の皆様をはじめ、町民各位のご理解とご提言をいただき、さらなる取組の強化を図っていく所存であります。

## 教育委員会の活動状況について

### 教育委員会の概要

１　教育委員会の位置づけ

香春町教育委員会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、町長から独立した行政委員会として位置づけられ、本町教育行政の重要事項や教育施策は、町長が議会の同意を得て任命した４名の委員で構成する教育委員会において決定され、教育長の指揮の下に教育委員会事務局が具体的な事務を執行しています。

２　教育委員会の所管事務

香春町教育委員会は、学校教育、社会教育、文化、スポーツ等に関する事務を担当する機関として設置されています。

３　委員の職務

委員は、教育委員会会議に出席し、教育行政の基本方針や重点施策について協議するほか、それらに関する重要事項を審議しています。また、そのための学校訪問や視察、教育関係等行事への出席や挨拶、意見・要望等の聴取、及び市町村教育委員協議会への出席等を行っています。

４　教育委員会の構成

教育委員会は、次の５名で構成されています。教育委員の任期は４年です。

| 職　名 | 氏　　名 | 委員としての任期 | 備　　考 |
|---|---|---|---|
| 教育長 | 岩　奥　正　一 | R7.12.24～R10.12.23 | |
| 委　員 | 角　銅　　博 | R6.12.24～R10.12.23（２期目） | 教育長職務代理者 |
| 委　員 | 山　本　知　子 | R5. 4. 1～R 9. 3.31（４期目） | |
| 委　員 | 宮　原　絵　理 | R7.12.24～R11.12.23（１期目） | 保護者 |
| 委　員 | 白　石　俊　幸 | R8. 6.17～R10. 6.30（１期目） | |

令和７年度の主な活動

１　教育委員会会議の実施

（１）定例教育委員会１２回

（議案及び協議事項）

・条例、規則及び規定等の制定、改廃に関すること　・・・２１件
・教育行政の基本方針・重点施策に関すること　・・・・４件
・学校の組織編成、教育課程、学習指導、生徒指導等に関すること　・・・・１件
・その他　・・・・４件

（２）臨時教育委員会０回

２　教育委員会以外の活動状況

・教職員離任式　・教職員着任式　・入学式　・卒業式　・各種研修会
・定例学校訪問　・声かけ運動　・地域ぐるみの学校安全推進委員会

３　視察研修

・山口県長門市　・長崎県大村市

## １　香春町教育振興基本計画の基本的考え方

教育の基本理念と基本目標

香春町の教育の現状と課題を踏まえ、変化の激しい時代において、子どもたちが主体性を持ちながら、自ら学び、考え、行動し、充実した人生を生きていくためには、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体力」の知・徳・体を基盤とする「生きる力」を身につけていくことが重要です。

香春町では「たくましく生きる学力と体力を身につけ他人を思いやり　郷土を愛する子どもたちを育てる」ことを教育の基本理念とし、その具現化に向けて、〈香春町の子どもたちに身につけてほしいこと〉を４つ掲げ、その実現のため、３つの基本目標により教育を推進します。

これは、第３期香春町教育振興基本計画（令和４年度～令和８年度）の基本的な方向性と具体的施策の基本的な指針となるものです。

**〈香春町の教育の基本理念〉**

**たくましく生きる学力と体力を身に付け**
**他人を思いやり 郷土を愛する子どもたちを育てる**

**〈香春町の子どもたちに身につけてほしいこと〉**

○　たくましく生きる学力と体力
○　自他を尊重し、助け合い、共に生きる心
○　志をもち、生涯にわたり主体的に学ぶ意欲
○　まちの伝統文化を守り伝え、新たなものを創造する力

**〈基本目標〉**

１．義務教育修了までに、すべての子どもたちに、自立して社会で生きていくための基礎的・基本的な能力を身につけさせる
２．学校・家庭・地域の連携協力を充実させ、社会全体で教育の向上に取り組む
３．協調してものごとに取り組み、一人ひとりが輝きながら、生涯にわたって学び、主体的に社会参画する力を育てる

施策の基本的方向性

前頁で掲げた基本理念と３つの基本目標を踏まえ、取り組むべき教育施策の基本的な方向性として次の４つを掲げます。

〈基本的な方向性１〉幼児期における教育及び義務教育の充実を図る

〈基本的な方向性２〉学校・家庭・地域の連携・協働により
心豊かな子どもたちの育成を図る

〈基本的な方向性３〉生涯学習社会の実現を目指す

〈基本的な方向性４〉安全・安心な教育環境を整備する

## ２　点検評価の対象及び評価基準等

### （１）点検評価の対象

香春町教育施策の推進状況の点検及び評価については、香春町教育振興基本計画に掲げた４つの基本方針ごとに行い、その主要施策さらには個別の施策について点検及び評価を行いました。

| 基本的な方向性１ | 幼児期における教育及び義務教育の充実を図る |
|---|---|
| 主　　要　　施　　策 | |
| ⑴幼児期における教育を推進する | ⑹国際的コミュニケーション能力の育成を図る |
| ⑵学力向上の取組を推進する | ⑺今日的な課題に対応する実践力を養う |
| ⑶体力の向上と食育を推進する | ⑻信頼される学校づくりを推進する |
| ⑷豊かな人間性や志を持ち、たくましく生きる心の教育を推進する | ⑼教育の機会均等を確保する |
| ⑸特別支援教育の充実を図る | |

| 基本的な方向性２ | 学校・家庭・地域の連携・協働により心豊かな子どもたちの育成を図る |
|---|---|
| 主　　要　　施　　策 | |
| ⑴　学校・家庭・地域の連携・協働を推進する | ⑶郷土の伝統文化・文化財を継承する |
| ⑵子どもたちの読書活動を推進する | ⑷家庭・地域の教育力の向上を支援する |

| 基本的な方向性３ | 生涯学習社会の実現を目指す |
|---|---|
| 主　　要　　施　　策 | |
| ⑴生涯学習に関する住民ニーズを把握し、事業を体系化し実施する | ⑺伝統文化の保存・文化財の整備とその活用を推進する |
| ⑵生涯学習の成果を社会に還元する体制を整備する | ⑻文化・芸術の振興を図る |
| ⑶施設整備と利用促進を図る | ⑼スポーツ環境を整備する |
| ⑷地区公民館活動を活性化する | ⑽人権・同和教育を推進する |
| ⑸青少年の育成を推進する | ⑾　地域間交流を推進する |
| ⑹読書のまちづくりを推進する | |

| 基本的な方向性４ | 安全・安心な教育環境を整備する |
|---|---|
| 主　　要　　施　　策 | |
| ⑴安全・安心な教育環境づくりを推進する | ⑶学校教育施設の整備充実と環境美化を推進する |
| ⑵安全・防災教育を推進する | |

### （２）評価の基準

○　評価の基準は、次の４段階とします。

Ａ　取組が優れており、期待以上の成果が上がっている。他市町村の参考になるほどの取組である。

Ｂ　十分な成果が上がっている。

Ｃ　一定の成果が上がっているが、課題もあり、取組を強化する必要がある。

Ｄ　見直し、または改善が必要である。

○　評価に当たっては予算や事業への参加者、会議の回数等をできるだけ数値化し、昨年度との比較等で総合的に判断します。

### （３）点検及び評価における外部の知見及び視点の活用について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２６条第２項において、「教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図る」となっています。このことから本町では「香春町教育委員会評価委員会設置要綱」を制定し、その第２条において「評価委員会は、教育委員会が行う教育活動の執行状況について外部の知見及び視点を活用して評価を行い、教育委員会に評価結果を報告する。」としています。

教育委員会が行う教育施策の推進状況の点検及び評価は自己評価となるため、評価委員会の評価及び意見等を活用し、評価することでその客観性を高めています。

また、同要綱第３条において「評価委員会は、教育委員会が委嘱する３人の委員をもって組織し、学識経験者１人、教職員１人、保護者代表１人とする。」と定めています。

なお、評価委員会の構成は次のとおりです。

| | | |
|---|---|---|
| 委 員 長 | 福岡県立大学人間社会学部准教授 | 伊勢　慎 |
| 副委員長 | 香春町立香春思永館副校長 | 宮成　努 |
| 委　　員 | 香春町立香春思永館ＰＴＡ会長 | 大場　祐子 |

### （４）点検及び評価の基準

○　教育委員会事務局によって作成された資料をもとに、教育委員会において点検及び評価を行いました。

○　自己評価における評価及び評価理由等を参考にしながら、評価委員会において教育施策に各項目の推進状況について点検及び評価を行うとともに、意見等を総評にまとめました。

○　教育委員会において、評価委員会の審議経過や評価及び総評をもとに再度評価し直し、報告書を作成しました。

# 令和７年度香春町教育施策の点検及び評価

（基本的な方向性１）　幼児期における教育及び義務教育の充実を図る

| 取組目標 | 評価理由および改善点 | 総合評価 |
|---|---|---|
| ①　幼児期における教育を推進する<br><br>香春町で生まれ育つ子どもたちが、望ましい食習慣を形成できるようになるため、「こども食育指針」を策定し取組を進めていきます。<br>また、町内保育所と連携しながら、子どもの成長にあわせた切れ目ない幼児教育を推進します。 | ○子どもたちが豊かな人間性を育み、生きる力を身につけていくためには、何よりも「食」が重要である。香春町では、香春町で生まれ育つ子どもたちが、望ましい食習慣を形成できるようになるため、「香春町こども食育指針」を策定し取組を進めている。 | B |

| 評価項目 | | 評価理由 | 評価 |
|---|---|---|---|
| 幼児期における食育の推進 | 「朝ごはん運動」を推進します。 | ○福祉課子育て部局・保育所と連携し、香春町こども食育推進事業検討会議を実施した。（年８回）<br>○「香春町こども食育指針」を基に、６月、10月、１月でそれぞれ10日間の期間を設定し、朝ごはんを食べたかどうかを記入するカードである「朝ごはんカード」を年３回実施した。（町内保育園：５園の参加）<br>令和７年度は、公立保育園２園、私立保育園３園の実態把握をすることが出来た。<br>６月実施分：３～５歳児人数169名、回収数80名（回収率47.3%）<br>毎日食べた100%<br>10月実施分：３～５歳児人数166名、回収数78名（回収率47.0%）<br>毎日食べた97.4%、１～３日食べていない2.6%<br>１月実施分：３～５歳児人数166名、回収数69名（回収率41.6%）<br>毎日食べた100%<br>○幼児期から児童期へ朝ごはん運動を繋ぐため、香春思永館低学年児童についても「朝ごはんカード」を年３回実施した。※(基本的な方向性1)取組目標④豊かな人間性や志を持ち、たくましく生きる心の教育を推進する「健やかな体の育成に関する取組の推進」を参照<br>○ふる里香春秋まつりに子ども食育ブースを初出展し、幅広い世代に保育所（園）と学校の食育への取り組みを周知することが出来た。（11/9、121人来場）<br>○就学前年長を対象とした親子食育講座を講師を招へいし、香春思永館にて初開催した。（1/25、8組16人参加）<br>○朝食未喫食世帯への訴求が課題であり、朝ごはん喫食啓発チラシを作成し「朝ごはんカード」に合わせて配布した。（年３回）<br>○今後も関係者連携のもと、効果的な取組を推進していきたい。 | B |

| 取組目標 | | 評価理由および改善点 | 総合評価 |
|---|---|---|---|
| ②　学力向上の取組を推進する<br><br>子どもたちの、知識・技能及び思考力・判断力・表現力等の確かな学力の定着のための取組を推進し、学習に取り組む意欲の涵養を図ります。 | | ○令和７年度も筑豊教育事務所、学校と協議をしながら児童生徒の学力向上を目指した。前期課程は12月実施の町標準学力調査（東京書籍）で国語49.0、算数50.9の結果であった。国語において町の目標値50にわずかに届かなかったが、令和６年度結果46.6からの伸びが見られ、取組の成果がうかがえる。算数に関しては町の目標値50を超えた。後期課程は11月実施の学力到達度調査（フクト）で国語47.0、数学46.0の結果であった。標準得点の平均を越えられなかったが、７年国語・数学、９年国語に取組の成果が見られた。全体的に見ると成果が見られる学年の割合が増えてきたが、前期課程においては３段階評価の「評価１」の割合が高い学年、後期課程においては５段階の「評価１・２」の割合が高い学年があり、学力低位層の児童生徒への指導についてさらに取組方の工夫改善が求められる。令和８年度は前期課程、後期課程ともに単元テスト等の結果を個別でデータ化するなどにより細かな評価・改善策を全校で徹底して実施していくことが必要である。 | B |
| 評価項目 | | 評価理由 | 評価 |
| 子どもたちの習熟度や興味・関心などに応じた指導体制・指導方法の工夫改善と基礎・基本の定着 | 朝の学習活動の徹底、教科担任制の積極的導入及び個に応じた指導や少人数分割指導等の推進に努めます。 | ○前期課程が令和７年度も朝学習に取り組み成果が上がっている。具体的には計算力の向上に重点を置き、ドリル学習を繰り返し行うことで計算の基礎を身につけるようにした。また、児童個々の苦手な問題が把握でき、その問題や類似する内容を重点的に指導することができた。学期末には計算オリンピックを実施し取組の評価を行った。これらの取組が算数の学力向上につながった。<br>○教科担任制については、前期課程の全学年で令和７年度も積極的に取り入れた。教科を担当する教員の教材研究が深まることで、児童への指導内容の充実が図られている。また、高学年では複数教科で実施しているので後期課程での教科担任制にスムーズに移行できている。<br>○習熟度別少人数分割指導に関しては、前期課程が主に算数において取り組み、学力低位層の児童5～6名を対象に別教室で非常勤講師が授業を行い個に応じた指導の工夫を行っている。また、補充学習の時間に教員4～5名体制で指導にあたり、基礎基本の定着や学力向上に取り組んでいる。後期課程では数学の時間に少人数分割指導を行っている。苦手意識がある生徒の興味を高める工夫や基本的事項を振り返りながら授業を行うことができている。 | B |
| | 放課後学習の取組として「まなびの寺子屋」を実施します。 | ○令和６年度までの反省から、推進員・サポーター・学校との間で寺子屋が自学自習の場であることを確認し、周知募集段階からそれを徹底。令和６年度から参加児童はやや減少したが事業実施に大きな問題はなく当初の目的は達成できたと認識している。また、サポーターの確保に苦慮したが、引き続き３学年（４・５・６年生）９学級個別に事業を行う体制を確保できた。<br>参加児童数：89名 | A |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | ＩＣＴ教育、キャリア教育、ふるさと教育を推進し、英語教育の充実を図ります。 | ○ＩＣＴ教育に関しては、低学年のタイピング練習から高学年・後期課程までのタブレットを活用した学習活動に至るまで、学年の発達段階に併せて活用の工夫が行われ児童生徒の興味関心を高める導入や協働・交流学習、また学習の振り返り場面に効果的に活用されている。<br>○キャリア教育に関しては、各学年のプランに基づき授業で勤労体験や世の中の様々な職業について学習を積み重ねている。また、町内外の職場に見学に行き、そこで現場や働く人たちを見て職業観の拡がりや働くことの大切さについて学ぶ取組を行っている。特に、令和７年度も４年生のキッザニア体験、８年生の職場体験は児童生徒のキャリア形成に効果的な取組となっている。<br>○ふるさと教育に関しては、令和７年度も前期課程で主に「ふるさと学習教材集」を基本に計画的に取り組んでいる。香春思永館の取組として特出すべきは、令和６年度に続き「縦割りふるさと学習」に取り組んだことである。令和７年度は５・７年生が調査活動を行い、４・６年生を対象に地域の方も招待し報告会を行うことができた。地域の方々との交流が進められるとともに郷土の歴史や産業・文化について学習を深めることができた。また、４年生は香春岳の山頂見学を実施し、町のシンボルである香春岳のセメント産業について学ぶことができた。<br>○英語教育に関しては、ＡＬＴによる外国語活動を１年生から実施し８年生でフィリピンとの英語交流を年間４回継続しているが、特に令和７年度は、台湾の中学校の香春思永館訪問をきっかけに７年生で英語を使っての文化交流、そして５年生でオンラインでの英会話による学校間交流を行うことができた。児童生徒に台湾の同世代の子どもたちの英語力を感じさせ、英語学習への意識向上につなげることができた。 | B |
| 学力向上プランの充実 | 義務教育学校９年間を見通した学力向上プランの取組を検証し、更なる学力の向上に向けて取組の改善を図ります。 | ○令和７年度は、香春思永館の学力向上コーディネーターと協議しながら学力向上プランの取組を確認してきた。特に、児童生徒の個々の変容を捉えるために短いスパンでの検証作業に取り組んだ。具体的には、学期ごとに取組の効果を振り返り、成果と課題を見きわめ、課題部分に即時に対応（指導）するという流れで進めた。前期・後期課程ともに学力低位層の割合の低下につながった。 | B |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 全国学力・学習状況調査等各調査の結果の分析・考察 | 教育委員会・香春思永館による結果の分析・考察が全職員で共有され、授業の工夫改善につながるよう取り組みます。 | ○全国学力学習状況調査をはじめ各種調査結果を教務主任・学力向上コーディネーターと分析結果を共有し、成果につながっている取組を校内に拡げ、課題の部分をどのように解決していくかを学年会や校内研修で話し合うよう確認した。年間を通して計画的に取り組んできたことにより、課題をもとにした授業実施後の実践研究報告会や校内研修の取組につながった。 | B |
| 学力向上に向けた教員の指導力量の向上と意識改革 | 学校現場のニーズをふまえ、課題解決のために先進的な取組を行っている実践者や教員を招聘した研修等を行い、教職員の意欲を高め、指導力の向上につながるように努めます。 | ○令和７年度は、早期に教員の授業改善や指導力の向上につながるよう５月に実施した。元筑波大学附属小学校副校長を講師に招聘し、４年の学級で算数の公開授業を行い全職員で参観、そして事後の研究会を行った。児童が主体的に問題を解こうとする「問い」の持たせ方や、自己選択・自己決定させることの重要性について研修を深めることができた。 | A |
| | ＩＣＴ機器を活用した効果的な授業が実施できるよう、その研修及び設備・機器の整備・充実に努めます。 | ○ＩＣＴ機器を次のとおり充実させている。<br>・クロームブック（１人１台学習用端末）・ハンディカメラ９台<br>・電子黒板機能付き壁掛けプロジェクター41台・家庭学習用ルーター40個<br>・クロームブック用ソフト（ジャストシステム）・デジタル指導書・校務支援ソフト<br>○ＩＣＴ支援員を学校に配置しており、学習がスムーズに行えるように支援している。 | A |
| 家庭における学習習慣定着 | 家庭学習の実態調査等をふまえ、学習習慣の定着率の向上を目指します。 | ○令和７年度は前期課程、後期課程ともに「自学」に対する意識づけ、内容面での充実に取り組んだ。３年生は「自学」の取組を開始するにあたり、児童への指導とともに保護者へ取組方の説明書である「自学の手引き」を配布し、家庭での声かけを依頼した。後期課程はこれまでの取組方法を見直し、「自分の苦手克服につなげているか」という観点で生徒に指導し、取組を進めた。好事例を学級に掲示したり通信で紹介したりして児童生徒への意欲化を図った。 | B |
| | 保護者に香春思永館「家庭学習の手引き」の周知が図れるよう努めます。 | ○ＰＴＡ総会で「家庭学習の手引き」について説明し、家庭での学習習慣の定着のために保護者の協力を依頼した。１年生については、入学前の説明会や入学式当日の全体説明で家庭学習の重要性について説明するとともに、家庭での見守りや声かけについて依頼した。<br>○２～６年生については、学年通信等を通して、家庭学習の定着に向けて保護者に協力依頼をした。今後は、発達段階に応じた「家庭学習の手引き」を作成し、ＰＴＡと協力して家庭学習の定着に向けた取組を進める。 | B |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 教育環境の整備充実 | 町雇用等の講師の配置及び学校ＩＣＴ環境の整備を充実させ、課題のある児童生徒への対応や習熟度別分割指導等が効果的にすすめられるよう、その取組に努めます。 | ○非常勤講師５名を配置している。担任と共同して計画的に少人数指導や習熟度別学習を行っている。また、学校の課題に対して、重点指導学年や重点単元を決め、年間を通して継続的に指導することができている。今後も継続出来るように努める。<br>○ＩＣＴ機器の活用により、子どもたち一人一人の能力や特性に応じた個別学習を行なうことが出来た。 | A |
| | 香春思永館の施設・設備の維持・管理に努め、適切な教育環境の整備を目指します。 | ○施設の維持管理について、専門事業者による法令に基づく点検および自主点検を実施している。梅雨前には屋上の雨樋の点検および清掃の実施により適切な教育環境施設の保全ができている。また、校舎１階は湿気が多くカビが発生しやすい状況なので継続して防カビ対策に取り組んでいる。今後も専門事業者による点検および自主点検を実施する。<br>○令和７年度は大規模な工事は実施していないが、浄化槽のポンプ修繕、談話スペースへのカーテン設置、体育館給湯設備の改修、バスケット台のワイヤー交換、落雷による防犯カメラ修繕、グラウンドワイヤレスマイク設備改修等について学校要望や故障について対応した。 | A |
| | 教職員が教育活動に専念できる適切な労働環境の確保に努めます。 | ○本町基準(月45ｈ以下)を超える教職員は令和７年12月現在で前期課程20%、後期課程37%である。勤務時間を年平均に換算すると前期課程31.3ｈ、後期課程40.0ｈであった。しかし、月に80時間越えや100時間越えの勤務実態の職員がいる。この状況については管理職と共有し、さらに改善できるよう業務管理、業務の効率化に取り組んでもらった。<br>○教職員の働き方改革を進めるために、令和７年度に「香春町部活動地域展開基本方針（案）」を策定した。学校部活動を地域クラブ活動へ転換させるための取組を行うことで、教職員の負担軽減を図り、教職員が心身ともに充実し、子どもたちのための業務に専念できる環境づくりを進めていきたい。<br>○香春思永館に衛生委員会を設置し、教職員の労働環境を改善するために、毎月１回開催し、教職員のストレスチェックを行う等の取組を行っている。<br>○教職員の負担軽減を図り、児童生徒の学力を保障するために、町雇用で学力向上のための非常勤講師、特別支援教育支援員、ＡＬＴ、図書司書、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、ＩＣＴ支援員、不登校児童支援員等を配置している。<br>○長期休業期間中に全教職員が連続して１０日間以上の休暇をとることができるように、学校閉庁日を設定している。 | B |

<table>
<tr><th colspan="2">取組目標</th><th>評価理由および改善点</th><th>総合評価</th></tr>
<tr><td colspan="2">③　体力の向上と食育を推進する<br><br>体力は、子どもたちが将来、健康的でたくましく、充実した生活を送るための重要な要素です。そのため、この期の身体活動を通して体力を身につけ、心身ともに健やかに成長していくための取組を推進します。また、学校における体育では、子どもたちが運動の楽しさや達成感を味わい、運動に親しむ基礎作りを目指します。さらに、生涯にわたり健康で充実した生活を送る能力を身につけることができるよう、食育を推進します。</td><td>○令和７年度は、体力の向上を目指して運動する児童生徒の育成を目指し、体育の授業や昼休みの運動に計画的に取り組んだ。年間３回のアンケート結果から言えることは年度当初、中間期、年度末と徐々に運動に対する意識や運動習慣の割合が高まっていることである。この結果から前期・後期課程男女ともに運動に親しみながら体力の向上につながる取組が継続されたと考える。<br>○新体力テスト結果から令和７年度は、学校総体で児童生徒の体力、運動能力の向上につながる授業や取組が実施された。これまで上体起こしや長座体前屈、ボール投げに課題があったが、テスト結果はこの３種目ともに改善が見られた。令和８年度も引き続き体育の授業で調査結果をふまえた指導内容の工夫や日常生活の中で意識させたり目標を持たせたりするなどの取組を考えていく必要がある。<br>○食育については関係者連携のもと、計画的な米飯給食の提供や地元農産物の優先使用、学校での授業や給食時間の取組、町ホームページや広報誌での情報発信、食物アレルギー対応の実施等食育を推進した。</td><td>B</td></tr>
<tr><th colspan="2">評価項目</th><th>評価理由</th><th>評価</th></tr>
<tr><td rowspan="3">体力向上プランをもとにした体力向上の取組</td><td>ゲストティーチャーを活用した保健体育の授業の充実が図れるよう取り組みます。</td><td>○令和７年度は６年生が外部講師による指導の下、タグラグビーの学習に取り組んだ。このスポーツは運動量が豊富で、筋力や持久力、バランス感覚等を養えると共に運動が苦手な子にも容易に取り組めるものである。またチームで作戦を立て競技することでチームワークの育成も期待できる。児童は新たな種目に挑戦することができ、楽しさを味わいながら学習することができた。<br>○国や福岡県が予算を組み、学校からの申請を募ってプロ選手を派遣する事業や福岡のプロスポーツチームによる独自の事業に申込み、プロ選手等を招聘した体育授業の実現に努める。</td><td>B</td></tr>
<tr><td>前期・後期１取組（例　持久走記録会、まらそん大会等）を推進し、児童生徒の運動能力の向上が図れるよう取り組みます。</td><td>○令和６年度から引き続き、児童生徒の課題であった「投げる力」の向上に前期・後期課程ともに取り組んだ。ボール運動の授業のウオーミングアップや昼休みのドッジボールラリーで体全体を使い、投げる力の育成を図った。新体力テストの結果を見ると、各学年ともに県平均と同等であるかまたはそれを超える数値となり、取組の成果がうかがえる。</td><td>B</td></tr>
<tr><td>休み時間や放課後の外遊び等、学校の体育授業以外の時間で、運動に親しむことができるよう、体力アップシートや運動能力向上のためのワークシートを活用した取組を推進します。</td><td>○３学期に前期・後期課程ともに持久走に取り組んだ。体力アップシートを活用し個人個人の目標を設定し、体育の時間の準備運動の一部として取り組んだり昼休みにクラスやグループで時間を決めて取り組んだりした。持久走大会前の約１カ月程度の期間は、運動場のトラックを走る多くの児童生徒の姿が見られた。</td><td>B</td></tr>
</table>

| | | | |
|---|---|---|---|
| 食育の推進と学校給食の充実 | 米飯給食や地産地消の取組を推進します。 | ○学校給食における米飯給食は、原則週４回(月・火・木・金)、年度当初の予定通り実施できた。<br>○七分づき米について、色々な精米方法を学ぶという観点、また、主食、主菜、副菜をバランスよく食べることで、総合的に栄養を採るという食育の観点から原則２か月に１回提供した。（提供回数：３回）<br>○香春れんげ米（香春町特産品）について、郷土愛醸成の観点から、原則２か月に１回提供した。（提供回数：７回）<br>○地産地消率（田川地域で生産された食材の割合）<br>・精白米（元気つくし）香春町産100％<br>・七分づき米（夢つくし）香春町産100％<br>・香春れんげ米（夢つくし）香春町産100％<br>・給食で年間使用した野菜・果物については、道の駅かわらと連携し、月１回の食材会議で献立に使用することができる地場産物（香春町産、田川地区産）を協議のうえ、優先的に仕入れている。<br>・一方で、学校給食で必要とする量を仕入れることができなかったり、季節に見合った食材がなかったり、作付けする生産者がいなかったりといった課題がある。<br>○町の特産品について令和８年度以降、給食の食材に使用できるよう、関係者と調整を進めている。<br>○献立は価格や栄養バランス、１食あたりの経費、旬の素材の採用等総合的に考慮し作成している。今後も関係者連携のもと、地産地消を推進していきたい。 | B |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 学校長の指導のもと栄養教諭を中心として、学校教育全体を通じた食育を推進し、児童生徒の食生活習慣の定着を目指します。 | ○学校では毎年度、「食に関する年間指導計画」に基づき、各学年にて食育授業を実施している。<br>・栄養教諭は担任授業のフォローや直接指導で参加した。また、学校給食喫食時の巡回や給食週間での給食説明等実施、配膳室に設置している給食掲示板で食に関する情報提供等を実施し、子どもたちに日々、食や食生活等の大切さを啓発することが出来た。<br>【栄養教諭が参加した食育授業】<br>〈前期課程〉・授業１１回（１学年×２クラス、４－６年×３クラス）１年生：グリンピースのさや剥き（生活科)、４年生：朝ごはんについて（学活）、５年生：五大栄養素、６年生：１食分の献立を考えて作ろう（家庭科・調理実習補助）<br>○給食掲示板・お正月料理について　・魚の漢字の読み方について　・お茶の種類 等<br>○給食週間（毎年度１月26日～１月30日）<br>・給食時間に給食の歴史についてパワーポイントを活用した写真付きの説明を実施。栄養教諭は資料準備や原稿の作成を行い、説明は給食委員会が実施。<br>○給食時間の取組<br>・「今日の給食について」栄養教諭がコメント作成し、給食委員会が放送を実施。<br>・栄養教諭が各教室を巡回し、喫食の様子を確認。食べることが苦手な子どもへのフォロー実施。合わせて、給食の献立が子どもたちの好みに合っているか、苦手な食べ物がどんなものか等を確認。<br>○広報かわら掲載　・食育月間【６月号】食に関するアンケート（２月実施）結果公開<br>・給食週間【１月号】特集記事「想いを込めた給食」（表紙含め５ページ構成）<br>○香春町学校給食献立委員会において、児童生徒・教職員からの献立への意見（各教室での健康チェック表への献立意見記載や栄養教諭への報告等）を共有し改善に繋げている。<br>○食のアンケート【２月】香春町学校給食献立委員会において全学年を対象として実施し、各種取組の参考としている。<br>○今後も学校管理職および担任、栄養教諭、教育委員会と連携を密に「食に関する年間指導計画」を中心として、学年毎のテーマに沿って食育を充実できるよう進めていきたい。 | A |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 給食の献立を香春町ホームページで配信し、その充実を図ります。 | ○配信内容<br>・学校給食、給食センターについて<br>・毎月の献立表<br>・学校給食食物アレルギー対応について<br>・給食で実施した郷土料理、世界の料理、行事食<br>・栄養教諭の役割<br>・学校給食費の令和７年度実質無償化について<br>・【新規掲載】災害時支援協定の締結について<br>・【新規掲載】食に関するアンケート結果公表（令和７年２月実施）<br>・【新規掲載】香春町学校給食用物資納入業者の登録について<br>○今後も食育と給食の内容発信がより充実できるよう進めていきたい。 | A |
| | 町策定の「食物アレルギー疾患への対応マニュアル」を基にした取組を推進し、食物アレルギー対応食を提供します。 | ○学校給食食物アレルギー対応委員会を開催し、食物アレルギー対応希望者に対し、毎月、献立で使用する食材料の分量表と原料配合表を配付した。<br>○５種類（乳・卵・えび・かに・ごま）の食物アレルギーに対する副食（おかず）の対応食（除去食・代替食）を実施した。※えび・かに・ごまは今年度より対応開始。<br>○食物アレルギー対応に関する説明資料を作成し、年度ごとの食物アレルギー対応申請提出依頼時に保護者に配布するとともに、ホームページに掲載している。<br>○今後も学校給食食物アレルギー対応委員会を中心として、学校、栄養教諭、教育委員会、調理員と連携を密に学校給食食物アレルギー対応が安全安心に実施できるよう進めていきたい。 | A |

<table>
<tr><th colspan="2">取組目標</th><th>評価理由および改善点</th><th>総合評価</th></tr>
<tr><td colspan="2">④　豊かな人間性や志を持ち、たくましく生きる心の教育を推進する<br><br>基本的生活習慣、規範意識、挨拶の習慣の確立やコミュニケーション能力の育成を通して、子どもたちが命を大切にする心や他人を思いやる心、郷土を愛する心を育むよう取組を推進します。そして、自己を律し、いじめや差別を許さない強い心を培うための取組を推進します。また、いじめや差別の未然防止・早期発見に努め、関係機関等と連携した効果的な取組や被害に遭った児童生徒の立場に立った取組を推進します。</td><td>○令和７年度も学校の全教育活動を通して、豊かな人間性の育成に取り組んだ。道徳教育はもとより、学校生活の多くの時間を充てる教科等の時間において児童生徒の学習を通して意欲を高め、コミュニケーションを取りながら協働して課題を解決させることで自己肯定感や協調性の向上に努めた。また、総合的な学習の時間や特別活動の時間に校外に行き、地域の方々とのふれあいの中で体験活動を行うことで郷土の自然や地域の産業等で従事する方々の思いに触れ技術を知ることで郷土愛や仕事に対する誇りを感じることができた。さらに学習発表会や合唱コンクール学校行事に協働して取り組むことで目標を持って頑張ることや人間関係の育成に取り組んだ。これらの取組の成果として不登校状況の改善が見られ、児童生徒の非認知能力の向上にもつながった。令和８年度も地域の多くの方々の学校行事への参画、協力をいただきながら学校と連携して児童生徒の心の成長につなげていく必要がある。</td><td>B</td></tr>
<tr><th colspan="2">評価項目</th><th>評価理由</th><th>評価</th></tr>
<tr><td rowspan="2">道徳教育の充実</td><td>児童生徒のよりよい人間関係を構築し、道徳性を育むために体験活動や地域との連携を大切にした道徳教育の推進に努めます。</td><td>○令和７年度道徳科の重点目標は「善悪の判断、自律、自由と責任」である。この重点を年35h（1年生は34ｈ）の年間指導計画に取り入れ、題材を配置した。基本的には座学であるが、各教科や特別活動、その他体験的な学習活動での経験や学びを織り交ぜながら１単位時間の学習過程を組んでいる。授業の中で児童生徒同士の意見交流を行ったり地域の方々の声を紹介したりして児童生徒の豊かな心の育成に努めた。<br>○道徳の時間で学んだ道徳的価値を体験活動や地域と連携した活動を行うことで、補充・深化・統合し、道徳教育の推進に努めていく必要がある。</td><td>B</td></tr>
<tr><td>年間指導計画に基づき「特別の教科道徳」の授業の充実が図れるよう取り組みます。</td><td>○令和７年度も５人の教員の道徳科授業を学校管理職と参観し、協議会での意見交流を通して道徳科授業の充実に努めた。授業後半で自己を見つめる場面を必ず設定し、振り返りを通して道徳的判断力の育成を図ることが重要であるということを指導した。そして道徳科の授業と日常生活が乖離しないよう教員が日頃の教育活動全体で見取っていくことの大切さを指導した。</td><td>B</td></tr>
</table>

| | | | |
|---|---|---|---|
| いじめ・不登校への対応の充実 | 学校の組織体制を強化し、いじめアンケート等を活用し、早期発見・早期対応・早期解消につながる取組の推進に努めます。 | ○学校でいじめアンケートを定期的に行い、いじめの早期発見に努めている。また、いじめアンケートにて、いじめと思われる事案の把握、小さなトラブルや悩みにも気付き、全職員により、早めの対応を行なうようにしている。さらに、保護者へ早めに連絡をし家庭とも協力をしながら、早期解消に努めている。ＳＮＳを通じた案件の発生も懸念されるため、情報モラル教育の強化にも努めている。<br>＜いじめの報告件数＞<br>・７件（前期課程４件、後期課程３件）<br>＜発見方法＞<br>・学級担任が発見１件　・スクールカウンセラー等外部相談員が発見１件<br>・当該児童生徒からの保護者の訴え４件<br>・保護者（本人の保護者を除く）からの情報１件<br>＜解消率＞<br>・100％（３か月の見守り期間終了および再発なし）<br>〈件数の年度比較〉<br>年度　R4　R5　R6　R7<br>前期　8　1　2　4<br>後期　2　7　10　3 | B |
| | スクールカウンセラーの年間を通した継続派遣やスクールソーシャルワーカーの学校常駐により、教育相談体制の充実を図ります。 | ○香春町スクールソーシャルワーカー（町正職員）と福岡県派遣スクールカウンセラー前期課程１名、後期課程１名（月４回）と連携し、情報共有を図り教育相談体制の充実に努めている。不登校ケースにおいて、アセスメントの情報を共有し対応した。また、発達障がいが疑われるケースにおいてスクールカウンセラーにつなげ検査を行った。<br>○町費にてスクールカウンセラーを活用した。（月６回）<br>○福岡県の令和７年度早期アプローチを重視した不登校対策校内支援充実事業を受けて不登校児童支援員を１名配置することが出来た。 | A |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 教育環境の改善を図るため、相談窓口や関係機関と連携し、スクールソーシャルワーカーを中心に子どもサポートの充実を図ります。 | ○いじめ撲滅月間として、６月の香春町広報誌に「いじめ相談窓口」の周知、10月に「いじめ相談に関するお知らせ」チラシを学校を通じ配布している。<br>○福岡県立大学教授・准教授、臨床心理士、弁護士、学校医を委員として連携を図っている。<br>・いじめ防止等対策委員会：２回実施<br>○児童相談所、福祉事務所、警察署、法務局、人権擁護委員、副町長、教育長、総務課長、福祉課長、学校教育課長、校長を委員として連携を図っている。<br>・いじめ問題対策連絡協議会：１回実施 | A |
| | 「香春町いじめ防止基本方針」の具体化に努めます。 | ○学校で作成された「学校いじめ防止基本方針」を確認して、「香春町いじめ防止基本方針」を受けて作成されているかをチェックし、不備がある場合には、指導を行うようにしている。<br>○いじめの早期発見、早期対応、早期解消に向けて、「いじめ問題対策連絡協議会」「いじめ防止等対策委員会」を定期開催している。対策委員会では、弁護士や大学の教授等の外部の専門家から、学校でのいじめの事例をもとに、教育委員会が学校へどのような指導をするとよいのかという示唆を受ける機会を設けている。<br>○スクールソーシャルワーカーの正職員化により、早期発見・対応等の進捗把握を行いながら、学校と連携しての解決および助言を行っている。また、町費にてスクールカウンセラーを活用した。 | B |
| 健やかな体の育成に関する取組の推進 | 「早寝・早起き・朝ごはん運動」を推進します。 | ○「早寝・早起き・朝ごはん」について、４月の学級指導や長期休業前後、また機会をとらえて規則正しい生活習慣の大切さとともに指導している。令和７年度全国学力学習状況調査質問調査結果では６年生の朝食摂取率は87.3%、９年生は89%であった。９年生で朝食摂取率の上昇が見られた。<br>○ＰＴＡと連携して「早寝・早起き・朝ご飯」の取組を進めていく必要がある。 | B |
| | 薬物乱用防止教室等の実施を通して、規範意識の醸成を図ります。 | ○令和７年度は３年生以上において「正しいインターネットの使い方」について学級活動の時間に指導した。また５・６年生で「スマホの正しい使い方」について、講師を招聘して学習を進め、規範意識の醸成を図った。各学年の発達段階に応じて「タバコや薬物の害について」、「闇バイト加担防止」について学習を行った。 | B |
| | 家庭への啓発と連携による、基本的生活習慣の定着・確立を目指します。 | ○保護者へは学級通信や保健室だより等で生活リズムを整えることの大切さ等について情報発信を行った。朝食摂取率や起床・就寝時刻の状況についてのアンケート結果については、町ホームページや町広報誌に掲載し保護者の啓発を行った。<br>○ＰＴＡと連携し、「早寝・早起き・朝ご飯」の取組と並行して、基本的生活習慣の取組を進めていきたい。 | B |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 豊かな心を育むための読書活動の充実 | 読書ボランティア等と連携し、読み聞かせを推進します。 | ○令和７年度も前期課程で読書ボランティアによる朝の読み聞かせ活動を毎月計画的に実施した。学年別に見ると１年生～４年生11回、５年生12回、６年生11回の実施である。１・２・６年生においては,さらに読書に対する興味関心が高まるよう別途お話会を各１回実施し、読書の楽しさを味わわせるよう取り組んだ。また、６年生で修学旅行前の平和学習で読み聞かせを行った。実施に関わったボランティアの延べ人数は222人である。 | A |
| | 香春思永館のメディアセンター（学校図書館）を充実させ、読書活動を奨励します。 | ○メディアセンター学校司書の活動が学校全体に広がってきた。特に、後期課程の読書量やメディアセンター利用率が上がってきた。メディアセンターで学習活動をしたり読書の時間を設定するなどして、昼休みなども生徒が親しみ活用しやすい状況が生まれてきた。また、後期課程の文化部が自発的に学級文庫づくりに取り組むなどの活動が生まれてきた。　貸出冊数　Ｒ６：21,627冊　　Ｒ７：25,768冊 | A |
| 実体験を重視した社会体験活動の推進 | 福岡県が提唱する「鍛ほめ福岡メソッド」を推進します。 | ○令和７年度前期課程は朝学習で計算問題のドリル学習に取り組んだ。目標を設定し、苦手な計算を中心に反復学習で課題克服につなげた。学期末には計算オリンピックを実施し、児童の伸びを賞賛した。後期課程も補充学習の時間や授業の導入の時間を工夫して、計算オリンピック・英単語コンクールという目標を決め生徒の意欲の向上と学習内容の定着率向上を目指した。その成果は学年掲示等で賞賛し、参観日の保護者にも伝わるよう工夫した。 | A |
| | 自然体験や集団宿泊体験、社会奉仕体験等様々な体験活動の推進を図ります。 | ○令和７年度も前年度と同様に児童生徒は各学年の発達段階に沿って、栽培活動や農業体験、宿泊体験や自然体験等の活動を行った。特に後期課程は、前期課程での様々な体験活動をもとに集団行動のリーダー体験や職場体験、大学見学や県議会見学等の視野を広げた社会体験を経験した。これらの取組は学校の授業だけではなく、地域の自然環境や文化、そこに関わる方々との交流をとおして自分たちの生活とどのような関りがあるのかを実体験することができたと考える。 | A |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 生徒指導の充実 | 「積極的な生徒指導」の視点を踏まえた生徒指導の推進に取り組みます。 | ○令和７年度も問題行動の未然防止を目指し、児童生徒理解に基づくきめ細かな指導に取り組んだ。スクールカウンセラーおよびスクールソーシャルワーカーを積極的に派遣し、５・６年生児童全員の面談を行い支援に努めるとともに教育相談週間や不登校児童生徒への助言や支援に取り組んだ。 | A |
| | 生徒指導と学習指導を一体化した授業づくりが推進されるよう取り組みます。 | ○児童生徒が集団生活の中で自律的に日常生活を送るためには、正しい判断力の育成が重要である。そのため学習指導においても前期・後期課程で共通認識のもと「自己選択・自己決定」の場面を必ず取り入れ、「対話や協働学習」を通して問題解決を図り、自らの判断で考え行動できる力の育成を図っています。<br>○令和６年度に行った「福岡県重点課題研究指定・委嘱事業」研究発表会の成果を踏まえ、今後も前期・後期の教職員間で児童生徒の様々な情報を共有し、生徒指導と学習指導を一体化した授業づくりを進めていく必要がある。 | B |

| 取組目標 | | 評価理由および改善点 | 総合評価 |
|---|---|---|---|
| ⑤　特別支援教育の充実を図る<br>インクルーシブ教育の理念に基づき、障がいのある子どもたち一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その個性と可能性を伸ばし、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、特別支援教育を推進します。 | | ○特別支援教育の必要性が年々高まっている。特別支援学級においての学習支援や自立支援の充実を図るために教育委員会として人的・物的支援を行っている。通常学級においても通級指導教室での指導・支援が必要な児童、また発達障害の特性を持つ児童生徒が在籍している。次年度も全職員で児童生徒に関する情報交流を行いながら、個の発達特性を理解し、合理的な配慮や適切な支援が可能となるよう学校管理職、特別支援教育コーディネーターと連携して取り組んでいく必要がある。 | A |
| 評価項目 | | 評価理由 | 評価 |
| 管理職のリーダーシップによる特別支援教育の推進 | 特別支援教育推進委員会の充実と、研修会を通しての指導力の向上を図ります。 | ○毎月の校内特別支援教育推進委員会で支援を必要とする児童生徒の実態について情報交流し、個に応じた支援の振り返りや改善を行った。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが適切な支援や具体的な配慮、個の特性に関する助言を行った。また、スクールカウンセラーによる研修会を実施し教職員や町雇用支援員の指導力の向上を図った。 | A |
| | 学校が作成した個別の教育支援計画・個別の指導計画に基づき、保護者との連携に努め、活用の充実が図れるよう努めます。 | ○年度当初に特別支援学級担任が個別の支援計画と指導計画を家庭訪問や保護者との面談において願いや学校生活上で配慮を要する点などについて話を聞き作成している。また適宜学校生活の状況や成長の様子について話をするように取り組んでいる。教育委員会からも個別の支援計画および指導計画をもとに保護者との情報交流を進めながら指導・支援を行うよう助言した。 | A |
| 障がいのある子が安心して学べる環境づくり | 教育的配慮の必要な児童生徒を支援する特別支援教育支援員の配置に努めます。 | ○「香春町特別支援教育支援員の派遣配置に関する要綱」を基に、学校に在籍する障がいのある児童生徒で、教育的支援を要する児童生徒の学習および自立を支援することを目的に、特別支援教育支援員を配置している。<br>　特別支援教育支援員配置数：６名 | A |
| | 香春町教育支援委員会を通じ、障がいのある児童生徒に寄り添う教育相談や支援体制の充実を図ります。 | ○「香春町教育支援委員会の設置に関する規則」を基に会議を開催し、入級、退級、継続、変更に係る判定を行った。（年３回開催）<br>○教育的配慮が必要な子どもに対して、町雇用のスクールカウンセラーが面談し知能検査を実施する体制を整備している。 | A |
| | 障害者差別解消法に基づき、「合理的配慮の提供」に努めます。 | ○支援を要する児童生徒の課題を教育支援委員会に諮り以下の取組を進めた。また、香春町障がい者基本計画にも明記している。<br>・保護者の希望確認<br>・支援員の配置<br>・医療的ケアの対応のため看護師を派遣<br>・バリアフリー環境の確認<br>○スクールソーシャルワーカーおよびスクールカウンセラーを配置しており、合理的配慮を含む支援を行っている。 | A |

| 取組目標 | 評価理由および改善点 | 総合評価 |
|---|---|---|
| ⑥　国際的コミュニケーション能力の育成を図る<br><br>グローバル化が加速するに伴い、豊かな語学力やコミュニケーション能力を身につけ、これからの社会を支える意志と実践力を持った子どもの育成が求められています。国際社会をたくましく生きていく人材を育成するため、国際的な視野を備えた取組を推進します。 | ○令和７年度は県関係機関の紹介を受け、２学期に台湾の中学生19名の学校訪問を受け入れ、交流事業を実施した。後期課程全生徒の歓迎集会、７年生との交流授業、そして給食時間を一緒に過ごし、英語を活用して国際交流を行った。生徒は台湾の中学生の英語力の高さに驚くとともに台湾の国土の特徴や文化、民族について新しい情報を見聞きすることができた。生徒からも英語を使って香春町の特徴や文化について説明した。この取組を契機に５・６年生が台湾の小学校とオンライン交流を行うこともできた。次年度は、この取組が児童生徒の国際的コミュニケーション能力の育成につながるようさらに効果的・継続的なものとなるよう学校や関係機関・団体と連携して充実させていかなければならない。 | B |

| 評価項目 | | 評価理由 | 評価 |
|---|---|---|---|
| 外国語(英語)科・活動の充実 | 前期課程へのＡＬＴ派遣を継続し、コミュニケーション能力の育成等、外国語（英語）活動の充実を図ります。 | ○令和７年度も町雇用ＡＬＴ２名の予算化を行った。１名は外国人講師で１～４年生へ派遣した。５・６年生に関しては４～12月まで助教諭が英語科専科指導を担当し、児童へ授業を行った。１～３月は雇用形態が変更となったので町雇用ＡＬＴとして担任と連携し、英語授業のサポートを行った。後期課程英語部の指導に関しては５月から講師を雇用し毎週の活動に関り、生徒の英語力の向上を図った。<br>＜年間授業総時数＞<br>・外国人講師を活用した年間授業時数　　273ｈ（前期課程１～４年）<br>・日本人講師を活用した３学期授業時数　　166.5ｈ（前期課程５～６年）<br>・後期課程英語部の日本人講師活用時数　　206h | B |
| | 県主催の外国語（英語）科・活動研修会等への積極的な参加を促進し、教員の指導力の向上に努めます。 | ○英語科教員が積極的に校外における研修会に参加し、授業力の向上を図った。前期課程教員で校内外国語部会に所属している教員は田川郡の外国語研究部会の年間３回の研修会に参加し、交流・研修を通して指導力の向上を図った。校内では、後期課程の英語科教員の授業研究に前期課程部会員が参加し、後期課程の専門的な指導を見て研修し指導力の向上を目指した。 | B |
| 国際交流活動の推進 | インターネットを活用したオンライン授業の充実を図り、海外の講師等との交流機会を計画的に設定します。 | ○８年生で「オンライン英会話」を実施し、海外の講師との直接の会話を経験させることで能力の育成を図った。（１レッスン25分間を４回実施） | A |
| | 海外の学校等との国際交流を推進します。 | ○台湾の学校と５・６年生が各クラス１回オンライン交流を実施した。<br>○台湾の中学生が来校し、７年生が交流活動を実施した。<br>○台湾の学校と７年生が３学期各クラス１回オンライン交流を実施した。 | A |

<table>
<tr><th colspan="2">取組目標</th><th>評価理由および改善点</th><th>総合評価</th></tr>
<tr><td colspan="2">⑦　今日的な課題に対応する実践力を養う<br><br>社会の急速な変化に伴い、学校が抱える課題は多様化・複雑化しています。<br>そのような中で発生する今日的な課題に対して、子どもたちが主体的に判断<br>し、行動することができる実践力を身につけるための取組を推進します。</td><td>○情報教育に関しては、タブレット等の機器の活用状況や学習活動時の情報処理や正しい活用が日常的に行われるようになってきたが、令和７年度もスマホの不適切な使用やＳＮＳ上でのトラブルが発生した。次年度も継続して規範教育や情報モラル教育の取組が必要である。<br>○プログラミング教育に関しては、新たに無料アプリを活用して学習指導が行われるなど担当教師の工夫によって授業が行われるようになった。次年度は教育委員会として、このような取組が広がるようＩＣＴ推進委員会で活用可能なアプリ情報等を発信するとともに町雇用のＩＣＴ支援員の効果的な活用を促していく必要がある。<br>○環境教育に関しては、教科の学習や体験活動を通して児童生徒の身近な所に環境問題があることを学習した。自然の大切さや環境保全について学年ごとに指導を行っている。特に令和７年度は後期課程で地球環境問題の学習として「アラスカフォトライブ講演会」を実施することができた。<br>○キャリア教育に関しては、各学年の発達段階に応じて働くことの大切さや集団や社会とのつながり、将来の生き方等に関して体験活動を効果的に仕組みながら年間をとおして実施した。<br>○学校図書館教育に関しては、後期課程生徒のメディアセンター利用率が高まった。授業での活用や昼休み利用拡大をとおして、貸出冊数の増加にもつながった。<br>どの領域に関しても令和７年度は一定の成果がうかがえるが、令和８年度は児童生徒への情報モラル教育の強化やプログラミング学習の充実に取り組む必要がある。</td><td>A</td></tr>
<tr><th colspan="2">評価項目</th><th>評価理由</th><th>評価</th></tr>
<tr><td rowspan="2">情報教育の推進</td><td>多種多様な情報手段の特性を理解し、適正に活用するため、有害情報に対応する情報セキュリティ・モラルに関する資質・能力の育成を目指した取組を推進します。</td><td>○児童生徒はタブレットを活用し、インターネットからの情報を容易に取得することができるようになっている。しかし、氾濫する多くの情報から不適切な内容に関しての情報を見聞きしている状況があることは否定できない。令和７年度も講師を招聘しスマホ等の正しい使い方について指導を行ってきたが、ＳＮＳ上での不適切な事案が起こった。県「保護者と学ぶ規範意識育成事業」を通して、保護者へ情報セキュリティ・モラルの大切さについて啓発を行った。</td><td>B</td></tr>
<tr><td>各教科等においてＩＣＴ機器の効果的な活用についての取組を充実させ、ＩＣＴ活用スキルの育成を図ります。</td><td>○全学年でデジタル指導書を使用しており、ＩＣＴ機器の効果的な活用や授業準備の短縮につながっている。また、教員を対象にＩＣＴ教材等の評価に係る調査をしており、活用方法や課題点を共有し、活用スキルの向上に努めた。<br>○学校現場での生成ＡＩ活用のため、使用する教員が教材を用いて自主学習を実施した。</td><td>A</td></tr>
</table>

| | | | |
|---|---|---|---|
| プログラミング教育の推進 | プログラムのよさを理解し、コンピュータを効果的に活用し身近な問題等を解決できる能力の育成に努めます。 | ○教育指導計画の総合的な学習の時間において３年生10ｈ、４年生20ｈ、５年生８h、６年生６ｈで発達段階に応じた指導内容を設定している。３年生ではパソコンに慣れる、４年生はロボット教材の活用、５・６年生はアプリを活用して簡単なゲームやアニメ等の作成に関しての学習を行った。コンピュータに何をさせるかを考えて動きを命令するプログラミング能力の育成に取り組んだ。 | B |
| | 論理的に思考し課題を発見・解決していくためのプログラミング的思考の育成が図れるよう取り組みます。 | ○コンピュータを活用せずに児童生徒の論理的思考を育成する手法として、学校では各教科で問題解決的な学習を仕組んでいる。まず授業のゴールをイメージさせ、ゴール達成のための手段や方法を考え、適切な工程を選択し、それに基づいて解決に向かうという学習の流れである。この取組を学校全体で行うことで、９年間で問題解決能力の育成を図るとともに創造力や判断力、表現力の育成が図られ状況に応じて自分の力を発揮できるよう取り組んでいます。 | B |
| 環境教育の推進 | 環境問題に対する関心を持ち、その責任と役割を理解し、環境問題解決のための基礎的な知識の定着や意欲の向上が図れるよう取り組みます。 | ○令和７年度も「縦割りふるさと学習」の取組で７年生と５年生が町内の自然環境についてテーマを決めて調査活動・報告会を行った。このような取組を通して、自然環境に対する意識の高まりは、児童生徒の「主張作文」テーマとして例年多く見られるようになった。後期課程においては、講師を招聘して「アラスカフォトライブ講演会」を保護者とともに鑑賞し、自然環境保護の大切さについて意識を高めることができた。 | A |
| | 地域の関係団体と連携し、体験的・問題解決的な学習が進められるよう取り組みます。 | ○令和７年度は、２年生が直方市の「水辺館」での水や川の学習。４年生は町内でのタケノコ掘りを通しての里山保全の大切さ、５年生は田植え・稲刈りを体験し社会科の日本の農業の学習と関連させて学ぶことができた。多くの地域の方々や行政機関の協力をいただき、実施することができた。 | B |

| | | | |
|---|---|---|---|
| キャリア教育の推進 | 児童生徒が、社会的・職業的自立に向けて必要な基礎となる資質・能力を身に付けていくことができる事業の推進に取り組みます。 | ○令和７年度は、４年生「キッザニア福岡での職業体験」、７年生「国立博物館見学」、８年生「大学キャンパス見学」、９年生「県議会・県警庁舎見学」の事業を実施した。これらの取組を、学年の発達段階に応じて仕組むことで勤労観や自己のキャリア発達につなげ、将来に向かっての目標設計能力の育成につながると考える。 | A |
| | 地域企業等と連携し、目的意識をもって主体的に進路選択ができるようになるための学習や職場体験を推進します。 | ○令和７年度も８年生の「職場体験」学習を香春町商工会と連携し、生徒の進路学習として町内各企業の協力を得て実施することができた。事前の学習、体験訪問する際のマナーの学習、事後の報告会に向けての準備等、一連の学習を通して生徒の課題対応能力やキャリアプランニング能力の育成を図った。 | A |
| 学校図書館教育の推進 | メディアセンター（学校図書館）読書活動の推進とともに、調べ学習等の充実が図れるよう機能の充実を目指します。 | ○メディアセンター運営会議を年２回実施し、読書活動の推進について次のとおり協議した。①授業利用について②休み時間の利用の様子について③各学期のイベント④地域学校協働活動事業の活用<br>○調べ学習等の充実を図るため、Wi-Fi環境を整備している。 | A |
| | 図書ボランティア等の配置により、児童生徒が利用しやすいメディアセンター（学校図書館）の運営を目指します。 | ○町費で学校司書および司書補を配置した。また、放課後のメディアセンター（学校図書館）運営について、地域学校協働活動事業を活用して人員配置を行った。今後も本に親しむ図書空間づくりが継続できるように努める。 | A |

| 取組目標 | 評価理由および改善点 | 総合評価 |
|---|---|---|
| ⑧　信頼される学校づくりを推進する<br><br>信頼される学校になるためには、子どもたちが安心して学べる学校、子どもたちにとって魅力ある学校であることが必要です。そのために、学校が主体的に運営を改善するとともに、教員としての使命感、専門的な知識・技能を高める取組を充実させます。また、地域コミュニティの拠点として、開かれた学校づくりを通して、学校・家庭・地域との信頼関係が構築される地域とともにある学校（コミュニティ・スクール）づくりの取組を推進します。 | ○コミュニティスクールとして開校以来、地域から信頼される学校づくりを進めてきた。具体的には学校行事への地域住民の参加促進、教育委員会・学校からの積極的な情報発信、学校開放日の実施、児童生徒による地域貢献活動である。このような様々な取組を通して児童生徒を中心に据えて、地域との連携のあり方を模索しながら取り組んだ。結果として児童生徒の学力・体力・不登校等に関する課題が改善の方向に進んできた。この状況は学校だけの取組の成果ではなく、地域や家庭と協働して児童生徒の学習活動を効果的に取り組んできた成果である。今後ともさらに学校・地域・家庭との連携した取組を積極的に推進し、児童生徒の学校生活が安定し安心して登校できる学校づくりに努め、地域からの信頼が高まっていくよう取り組んで行く必要がある。 | B |

| 評価項目 | | 評価理由 | 評価 |
|---|---|---|---|
| 信頼される教職員の育成 | 校長・副校長・教頭の資質・能力を高めます。 | ○令和７年度は学校管理職研修会（３回）、校長・副校長研修会（９回）を開催し、町方針の伝達、人的・物的管理の状況、各種学力調査結果に基づく意見交換等を行った。学校からは学校運営方針、学力向上の取組や教育課程の実施状況、生徒指導上の案件等の報告を受け、協議・意見交換を行った。諸課題の解決に向けての協議・情報交換を通して学校管理職の学校運営力の向上を図った。 | A |
| | 授業公開・授業研究等を通した校内研修を実施し、教員の授業力・指導力の向上に努めます。 | ○令和７年度は全担任が校内研究テーマに沿って授業研究をし、公開授業を行った。授業実施前後には学年会や教科部会で協議し、児童生徒に目指す力がつくよう手立ての工夫や教材・教具の準備を行い、それが効果的であったかどうかについてまとめた。年度末には総括を行い、成果と課題を明らかにして次年度の方針を確認した。このような取組をとおして全教職員の授業力や指導力の向上を図った。<br>＜校内研修の内訳＞<br>・主題研修（校内の研究テーマに沿った研修）13回<br>・一般研修（特別支援教育、生徒指導、人権教育、不祥事防止等）10回 | B |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 学校の実態・課題に応じた研修を通して、教員の資質・力量の向上に努めます。 | ○令和７年度は筑豊教育事務所指導主事および学力向上コーディネーターと連携し、各種テスト・調査結果に基づく児童生徒の評価、指導の工夫改善の取組を進めた。その内容を職員会議で提案することで授業改善や個に応じた効果的な指導のあり方につなげるよう取り組んだ。そして効果が上がっている取組の情報発信や授業参観を進めることで、全教員の資質・能力の向上を図った。 | A |
| | 教職員の能力開発と教育活動・学校の活性化のため、教職員・保護者等による学校評価の充実が図れるよう取り組みます。 | ○令和７年度も教育指導計画の学校評価の年間計画に基づき、教職員・保護者・学校運営協議会委員による学校評価を実施した。教職員は学期末ごとの年３回、保護者は２学期末の年１回、学校運営協議会委員には年度末の年１回である。それぞれの評価結果をもとに学校運営や学校行事等の改善に生かしている。その中で学校運営協議会委員による外部評価は客観的な視点による評価であるため教育活動の活性化に役立っている。 | B |
| | 教職員の人権感覚を養う研修会への参加促進を図ります。 | ○令和７年度も全教職員が県教育委員会等が年間を通して開催する研修会に参加した。11月には福岡県人権教育研修会が学校で実施され、前期課程１年・５年担任の２名が公開授業を行った。県内各地から60名の参加があり、学校の人権教育の視点に立った授業を公開した。また町人権・同和教育推進研究会への参加や校内での人権教育実践交流会を実施し、教員の人権感覚の向上に取り組んだ。 | A |
| | 若年教職員の研修会を計画的に実施し、資質・力量の向上を図ります。 | ○令和７年度も初任者の担任が行う教科・道徳・特別活動（学級活動）の授業参観をし、事後の協議会で指導助言した。後期課程においては、学力向上係が企画し若年教員７名が放課後に授業実践交流会を実施し、指導力の向上を目指し意見を交流した。このような自主的な取組が今後も続くよう支援をしていく。 | B |
| コミュニティ・スクールの推進 | 学校運営協議会において、教育目標や学校運営方針等を保護者や地域と共有し、目標の実現に向け協働する「地域とともにある学校づくり」を目指します。 | ○令和７年度も年間４回の学校運営協議会を開催した。そして学校運営協議会で承認された学校の運営方針をもとにコミュニティスクールとしての取組を地域と連携・協働しながら進めてきた。取組や学校行事を直接参観していただいたり、協議会の中でプレゼンテーションしたりして児童生徒の姿や地域の方々との交流の様子を、協議会委員に伝える工夫を行った。今後も学校運営協議会で協議しながら学校づくりを進めていく必要がある。 | B |

| 取組目標 | | 評価理由および改善点 | 総合評価 |
|---|---|---|---|
| ⑨　教育の機会均等を確保する<br>誰もが等しく教育を受ける権利を保障するため、セーフティネットとしての制度の整備が必要です。 | | ○すべての児童生徒に教育の機会均等を確保するため、就学援助制度および育英資金貸付事業、給付型奨学金事業を実施している。また、各制度の周知徹底に努める。 | A |
| 評価項目 | | 評価理由 | 評価 |
| 支援体制の整備・充実 | 就学困難な子どもたちを支援します。 | ○就学援助制度により、経済的理由によって就学困難な児童生徒の保護者に対し、必要な援助を行い義務教育の円滑な実施を図った。２１４人認定<br>○香春町学習用通信機器貸与要綱に基づき、モバイルルーターの貸与を行うことで自宅での家庭学習に必要な環境を整えた。６世帯へ貸与 | A |
| | 香春町育英資金などの就学支援の充実を図ります。 | ○香春町育英資金貸与事業<br>町広報誌およびホームページで周知している。<br>・新規申請２件に対して決定２件<br>・継続申請１件に対して決定１件<br>○給付型奨学金事業<br>町広報誌およびホームページで周知している。また、給付型奨学金事業について、田川地区の高等学校に通知して保護者に配布している。高校３年生世代への子ども医療証交付の際にチラシを同封して周知を図った。<br>・新規申請８件に対して決定６件<br>・継続申請４件に対して決定４件 | A |

（基本的な方向性２） 学校・家庭・地域の連携・協働により心豊かな子どもたちの育成を図る

| 取組目標 | 評価理由および改善点 | 総合評価 |
|---|---|---|
| ① 学校・家庭・地域の連携・協働を推進する<br><br>学校・家庭・地域が連携・協働し、社会全体の教育力を高めることで、子どもたちが心豊かにたくましく成長していくことができる基盤をつくります。また、地域の教育力向上や充実、課題解決等に向けた連携・協働のために持続可能な地域社会の源となる地域学校協働活動を推進します。 | ○少子化や学校統廃合の影響で地域が学校や子どもと関わる機会が減少しているが、地域学校協働活動などの様々な取組により、そうした機会を提供することができた。<br>○ただ、地域学校協働活動推進員やサポーター等には保護者層、若年層の参加が少なく、共働き世帯が圧倒的に多い現在では致し方ない面はあるものの、幅広い年代が参加できるよう検討していく必要がある。 | A |

| 評価項目 | | 評価理由 | 評価 |
|---|---|---|---|
| 推進体制の整備・充実 | 地域学校協働活動推進員を中心とした協働活動サポーターによる取り組みを充実・推進します。 | ○「まなびの寺子屋（４・５・６年）」、「メディアセンター事業（読み聞かせなど）」、「メディアセンター放課後活用事業（後期課程）」、「ふるさと学習等の体験活動」、「登校サポート教室」の各事業に担当の地域学校協働活動推進員を配置し、推進員を中心に多くの協働活動サポーターの協力により取組を実施することができた。 | A |
| | ボランティア団体や人材バンクに登録している個人と地域と学校をつなぐための情報提供や活動場所の提供に努めます。 | ○地域学校協働活動などの様々な取組を通じて、地域人材やボランティア等に活動場所を提供することができた。<br>○事前に人材情報をストックし、学校が求める活動に応じて人材を派遣するバンク型事業は、マッチングが難しく実質的に機能していなかったため令和６年度に廃止している。 | B |
| | 地域における行事やスポーツの振興を目的として、旧小中学校の運動場や体育館の開放を積極的に推進します。また、図書室等の活用も推進します。 | 未評価<br>（理由）<br>旧小中学校の校舎、グラウンド、屋内運動場は、町全体の方針として地域コミュニティ協議会による活用、他用途への転用、除却等が決定しており、教育委員会の方針で独自に活用することができないため。 | 未評価 |

| 取組目標 | 評価理由および改善点 | 総合評価 |
|---|---|---|
| ②　子どもたちの読書活動を推進する<br><br>香春町では、学校や読書ボランティアによる読書活動が活発に行われており、読書の時間が徐々に増えていますが、全国同様に依然として少ない傾向にあります。今後も学校・家庭・地域における日常的な読書活動を推進する必要があります。また、メディアセンター（学校図書館）については、司書を配置し、読書ボランティア・司書教諭等と連携しながら学校全体での日常的な読書活動が必要です。そのうえ、家庭との連携による家読の推進をすることで読書環境の充実が図れます。家庭では、子どもが本に親しむ環境づくりのため、読書を通して親子のふれあいの場を設けることが望まれます。 | ○ブックスタートキットの配布や町図書室での読み聞かせイベントの開催など、乳幼児を対象とした取組をはじめ、香春思永館のメディアセンターへの町費での司書補配置、地域学校協働活動推進員を中心とする読書ボランティアによるメディアセンターを拠点とした積極的な活動により、子どもの読書活動の推進を図ることができた。<br>○ただし、中長期的に取組を続けていくためにはボランティア等の人材確保が重要であり、今後も地域学校協働活動などの様々な活動を通じてボランティア等の活躍の場を確保し、活動の広がりや人材の確保につなげていきたい。 | B |

| 評価項目 | | 評価理由 | 評価 |
|---|---|---|---|
| 読書環境の整備・充実 | 香春思永館への司書補の配置を継続し、司書教諭等による読書指導の充実を図ります。 | ○町費で学校司書の配置をしている。<br>○司書補を配置し、学校司書の業務をサポートしている。<br>○学校司書と司書教諭が適宜、情報共有を図ることで読書指導の充実を図った。<br>○学校司書および司書補で情報共有を図るため適宜打合せを実施している。 | A |
| | 読書が習慣化できる体制を充実・発展させます。 | ○２か月の乳幼児訪問健診時に絵本リストや図書室利用案内などをセットにしたブックスタートキットを３５部（３月末現在）配布するとともに、6月には町図書室で読書イベント「おはなしひろば」を開催し、乳幼児期から本に親しむきっかけづくりに努めた。<br>○地域学校推進員を配置し、メディアセンター事業として、メディアセンターを拠点とした読書ボランティアによる各教室での読み聞かせ活動や読書イベントの開催、メディアセンターの放課後開放などにより、香春思永館の児童生徒の読書活動の習慣化に努めた。<br><br>〈学校の貸出冊数〉<br>令和５年度　23,750冊<br>令和６年度　21,627冊<br>令和７年度　25,781冊 | A |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 「香春町子ども読書活動推進計画」に基づき、事業の計画的実施を図ります。 | ○これまで「香春町子ども読書活動推進計画」の見直しに着手できていなかったが、令和７年度に香春町教育振興基本計画の子どもの読書活動推進に関する項目を正式に香春町子ども読書活動推進計画として位置付ける決定を行った。<br>○教育振興基本計画に一本化した計画に基づき、これまでに引き続き事業の計画的な実施を図っていきたい。 | B |
| | 香春思永館、及び香春図書室との連携を密にし、蔵書の計画的な充実を図ります。 | ○費用対効果の問題からシステム的な連携は現在行っていないが、メディアセンターと町図書室で蔵書の相互貸借などの取組を行っているほか、町図書室の司書が読書ボランティアとしてメディアセンターの事業に関わるなどの人的交流も行われている。<br>○町図書室、メディアセンターともに蔵書の計画的な更新、充実は図られている。<br><br>〈蔵書数〉　メディアセンター　香春町図書室<br>令和５年度　17,993冊　45,313冊<br>令和６年度　18,657冊　45,705冊<br>令和７年度　19,246冊　46,285冊 | A |
| | 学校司書の配置・司書補・読書ボランティアの資質向上を図ります。 | ○町費で学校司書の配置をしている。学校司書が県主催等の研修会に参加することで資質の向上に努めている。また、学校司書および司書補で情報共有を図るため適宜打合せを実施している。 | A |

| 取組目標 | 評価理由および改善点 | 総合評価 |
|---|---|---|
| ③　郷土の伝統文化・文化財を継承する<br><br>子どもたちがふるさと香春を愛し、誇りに思えるよう、学校・家庭・地域が連携協力し、子どもたちに郷土の伝統文化や文化財の価値や意義を伝え、文化・芸能の体験や修得の機会を提供し、かつ、新しい文化の創造を推進していく必要があります。 | ○例年、学校と連携のうえ、香春思永館前期課程児童に対し、上香春地区で行われている盆踊りの練習や郷土に関する学習（香春思永館で行ったふるさと学習）を行った。教職員に対しては、夏休み時に郷土の文化財等に関する研修を行った。 | B |

| 評価項目 | | 評価理由 | 評価 |
|---|---|---|---|
| 継承体制の整備・充実 | 子どもたちに郷土の伝統文化・文化財・自然の大切さを伝え、関係行事等への参加を促進します。 | ○教職員史跡研修（８月）は、学校からの要望により郷土の伝統文化や文化財などに関し、理解を深める機会を提供した。また、地域子ども教室の取組みの一環として盆踊り教室を開催し伝統文化の継承を図った。<br>○地域学校協働活動として、地域ボランティアの協力のもと香春思永館前期児童を対象に「たけのこ掘り体験」、「田植え・稲刈り体験」、「盆踊り学習」、「芋苗植え・芋掘り体験」、「豆腐づくり」などを実施し、郷土の文化や自然に触れ合う機会を提供した。<br>○教職員史跡研修（８月）は、学校からの要望により郷土の伝統文化や文化財などに関し、理解を深める機会を提供した。また、地域子ども教室の取組みの一環として盆踊り教室を開催し伝統文化の継承を図った。 | A |
| | 香春思永館で使用している「ふるさと学習」教材の活用を促進するよう、郷土の伝統文化や文化財にふれる機会の提供や整備に努めます。 | ○下記のとおり香春思永館と連携のうえ、ゲストティーチャーや生涯学習課職員を派遣し、前期課程児童に本町の伝統文化や文化財、自然に触れ、考える機会を提供した。<br>（実施した事業）<br>・「香春盆踊り」体験教室（３年生） | B |

| 取組目標 | | 評価理由および改善点 | 総合評価 |
|---|---|---|---|
| ④　家庭・地域の教育力の向上を支援する<br><br>家庭において、保護者は子どもに愛情を注ぎ、生活のために必要な習慣を身に付けさせ、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めなければなりません。今後も、家庭教育支援の充実を図ることが必要です。また、子どもたちは地域での様々な活動の中で、心に響く体験を重ね、たくましく成長していきます。そのため、地域コミュニティの活性化やボランティア等大人との交流の場づくりを支援することが重要です。 | | ○地域学校協働活動を始めとする香春思永館を核とした取組によって、地域や多くのボランティアが学校に関わってもらうことができ、家庭・地域の教育力向上の一助となったと考えている。<br>○一方で、共働き世帯の一般化により保護者層の参画が少ないといった課題もあり、保護者が参加しやすい環境づくりも検討していく必要がある。 | B |
| 評価項目 | | 評価理由 | 評価 |
| 家庭教育支援 | 子育ての意義や家庭の役割について理解を深めるための啓発を行います。 | ○田川郡町村で組織する田川郡社会教育振興協議会で家庭教育支援事業として講演会を実施しており、令和７年度は糸田町で大人の発達障がいをテーマにした講演会を開催した。 | B |
| | 子育て支援に関する啓発とネットワークによる活動の充実を図ります。 | ○地域学校協働活動の取組やふれあいかわら版による取組の紹介を通じて家庭教育に関する一定の啓発は図られたと考えている。<br>○子育て支援に関しては、令和７年３月に福祉部局が策定した「香春町子ども計画」との整合を取りながら、放課後学習支援や読み聞かせ事業、啓発講演会などの関連する各種取組を継続していく。 | B |
| | 「まなびの寺子屋事業」を実施します。 | ○令和６年度までの反省から、推進員・サポーター・学校との間で寺子屋が自学自習の場であることを確認し、周知募集段階からそれを徹底。令和６年度から参加児童はやや減少したが事業実施に大きな問題はなく当初の目的は達成できたと認識している。また、サポーターの確保に苦慮したが、引き続き３学年（４・５・６年生）９学級個別に事業を行う体制を確保できた。<br>参加児童数：89名<br>※基本的な方向性１ - ②再掲 | A |
| 情報教育の推進 | （第４章（２）〈基本的な方向性１〉－ ⑦） | ○スマートフォンの急速な普及や社会のデジタル化に対応するため、令和６年度まで生涯学習講座として実施していた「スマートフォン講座」、「パソコン講座」を令和７年度からまちづくり課に移管し、広く一般町民向けの施策として展開している。 | B |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 相談体制の整備・充実 | 「香春町子育て支援センター」を子育てに関する中核的な相談窓口とし、関係機関と連携しながら、相談体制の充実を図ります。 | ○子育て支援センターを子育てに関する中核的な相談窓口として位置づけ、学校、児童相談所、保育所、児童委員などの関係機関との連携を図り、子育て支援センター運営委員会で検討を行いながら、相談体制を充実させた。（担当部署：福祉課） | B |
| | 関係機関との連携により児童虐待の防止・早期発見に努めます。 | ○関係機関からなる香春町要保護児童対策地域協議会を活用して、定期会議による情報共有やケース会議による対応等、児童虐待防止と早期発見に努めた。<br>・実務者会議12回<br>・受理会議12回<br>・個別ケース会議８回<br>・他市町村へ要保護児童等のケース移管５件<br>・他市町村からのケース移管４件<br>○香春町正職員であるスクールソーシャルワーカーを学校に配置することで、児童・生徒の変化に素早く気づくことができ、家庭への支援も手厚く対応することができた。 | A |
| 地区公民館事業の推進 | （第４章（２）〈基本的な方向性３〉－ ④参照） | ○少子高齢化の進展やコロナ禍、コミュニティ意識の低下などにより、地区公民館活動の衰退、停滞が顕在化している。<br>○こうした状況を受け、令和７年９月に地区公民館連絡協議会として地区公民館長を対象にアンケート調査を実施したが、今後はこの結果を庁内、地域で共有し、今後の地区公民館のあり方や活性化を検討するための材料として活用していきたい。 | C |
| 学校とボランティアとの連携推進 | （第４章（２）〈基本的な方向性２〉－ ①参照） | ○放課後学習や読み聞かせ、ふるさと学習等の体験事業、不登校児童生徒支援などの地域学校協働活動の各種取組を通じて、多くの地域ボランティアが学校に関わる機会を提供することができ、学校とボランティアの連携推進を図ることができた。 | A |

〈基本的な方向性３〉生涯学習社会の実現を目指す

| 取組目標 | 評価理由および改善点 | 総合評価 |
|---|---|---|
| ①　生涯学習に関する住民ニーズを把握し、事業を体系化し実施する<br><br>子どもたちが主体性をもち、自ら学び、考え、行動する力を身につけ、成長していくための取組を推進します。そして、家庭教育や学校教育のみならず、スポーツ、文化、趣味、レクリエーション、ボランティアなどあらゆる活動を学習の場ととらえ、生涯にわたってあらゆる機会に自分に適した手段や方法で学び、その成果を地域の支え・発展等適切に生かすことのできる、「知」の循環型社会の実現を目指します。 | ○生涯学習講座やそのアンケート結果だけでなく、社会教育・生涯学習の様々な事業、取組を通じて社会環境の変化や住民ニーズの把握に努めており、芸術文化、青少年健全育成、スポーツなどの各分野での事業の企画立案や見直し、相互連携に努めている。<br>○令和７年度は、社会情勢や住民のニーズに対応してスマートフォン講座をまちづり課に事業移管するなどの事業の見直しを行った。<br>○本町では行政主導の生涯学習講座や各種社会教育・生涯学習事業だけでなく、文化連盟の各種サークルやスポーツ団体など、住民主導の自主的な取組が数多くあり、冒頭に述べたとおり生涯学習講座に限らず、今後も幅広く社会教育・生涯学習に関する住民のニーズを把握していく必要がある。 | B |

| 評価項目 | | 評価理由 | 評価 |
|---|---|---|---|
| 講座・事業の評価・見直し | 講座参加者へのアンケートを実施し、分析・評価を行います。 | ○全講座でアンケート調査を実施し、分析・評価を行った。<br>○各講座とも参加者の満足度は高く、一定のニーズがあると考えられる。 | B |
| | 実施事業の分類を行い、その見直しを図り、事業を実施します。 | ○令和７年度は、陶芸教室、英語教室、そば打ち道場の３講座を実施した。<br>○スマートフォンの急速な普及や行政デジタル化に対応するため、令和７年度からはスマートフォン講座をまちづくり課に事業移管するなど、社会情勢やニーズに応じた事業の見直しを実施している。 | B |
| 人材の育成による自主的活動の支援 | 生涯学習講座により人材育成を図り、サークル化による自主開催を推進します。 | ○内容により自主開催への発展が難しいものもあるが、陶芸教室は生涯学習講座とは別に一部サークル活動として行われているほか、町民センターやフレッシュワークでは、様々な芸術文化などのサークル活動が行われており、施設の整備や使用料の減免などにより、今後も引き続きそうした活動を支援していく。 | B |

| 取組目標 | 評価理由および改善点 | 総合評価 |
|---|---|---|
| ②　生涯学習の成果を社会に還元する体制を整備する<br><br>香春町では、生涯学習サークルや各種スポーツクラブ、地域ボランティアなど人々の自発的な意志により結びついた個人や団体が幅広く活動しています。<br>こうした多様な主体が持つ絆や個性・輝きが、ひいては、あらゆる分野から香春町の魅力を高めていくことにつながっています。また、その活動は行政と連携し、独自に「公」の役割を担い、地域に根差した課題の解決をするなど重要な役割を担っています。<br>今後はさらに、こうした多様な主体と目的を相互に共有し連携しながら、生涯学習の成果を学校・地域等社会に還元できるよう、その機会や場所の提供等の支援をしていくことが必要です。 | ○社会教育・生涯学習の分野では、町の事業に各団体が協力する、また各団体の自主的な取組に町が参画、共催、後援、助成金を交付するなどの様々な形で各団体との連携、または支援を行う体制ができている。<br>○また、香春思永館の開校を機にスタートした地域学校協働活動の取組を通じて、多くの地域の方が学校の活動に関わる機会を提供することができた。<br>○一方で、少子高齢化や人口減少、ライフスタイルや個人の価値観の変化などの様々の要因により、取組に関わる人材は減少傾向にあり、活動停滞や主体性の低下などが課題となっていることから、社会情勢やニーズに応じて取組の内容や団体との関わり方も見直していく必要がある。 | B |

| 評価項目 | | 評価理由 | 評価 |
|---|---|---|---|
| 各種団体との連携推進 | 各種団体と目的ごとに意識の共有を図り、連携を推進します。 | ○香春町では、社会教育・生涯学習の様々な分野で文化連盟や青少年育成町民会議、スポーツクラブかわらをはじめとする団体、組織が様々な活動を行っており、町も各団体の運営や活動を積極的に支援し、連携を図っている。 | B |
| 学校とボランティアとの連携推進 | （第４章（２）〈基本的な方向性２〉－①参照） | ○地域学校協働活動の各種取組を通じて、多くのボランティアが学校の活動に関わる機会を提供することができた。 | A |

| 取組目標 | | 評価理由および改善点 | 総合評価 |
|---|---|---|---|
| ③　施設整備と利用促進を図る<br>「香春町町民センター」をはじめとする各種施設について、誰もが利用しやすい環境を整備し、その利用促進を図ります。 | | ○施設や設備の計画的な維持管理による利用環境の整備、社会教育・生涯学習関連団体への使用料減免による利用促進に努めた。<br>○一方で、財政的な問題、人員的な問題から、施設や設備の老朽化に対する更新は必要十分とは言えず、緊急性や必要性を考慮した更新計画の見直し、使用料の見直しなどによる財源の確保や運営の効率化を検討していく必要がある。 | B |
| 評価項目 | | 評価理由 | 評価 |
| 施設の環境整備 | 各施設を気持ちよく利用してもらえるよう、健全な維持管理や整備を推進します。 | ○令和２年度に策定した香春町社会教育施設および社会体育施設関連個別計画に基づき、計画的な点検、修繕に努めている。 | B |
| 各種団体との連携推進 | 各種団体との連携により魅力ある講座や研修会等を開催します。 | ○文化連盟などの各種団体と連携した催しや生涯学習講座の開催、社会教育・生涯学習関連団体の施設使用料減免などにより、魅力ある講座や研修会等の開催、施設の利用促進に努めている。 | B |
| 施設の情報発信 | 広報誌や香春町ホームページ、ＳＮＳ等を活用し、施設の情報発信に努めます。 | ○広報誌や香春町ホームページ、ＳＮＳにより、施設の内容や利用方法などの周知に努めている。 | B |

| 取組目標 | | 評価理由および改善点 | 総合評価 |
|---|---|---|---|
| ④　地区公民館活動を活性化する<br>地区公民館が生涯学習や地域課題解決の場として重要な役割を担っていることを再認識し、各地区の自主性を尊重しながら、地域の活性化や教育力の向上につながる地区公民館活動が活性化するための取組を推進します。 | | ○助成金や各種催しを通じて地区公民館の支援、活動機会の確保に努めているが、少子高齢化・人口減少により公民館活動ができない、難しい公民館が増加傾向にあるほか、公民館長の担い手も少なくなり、活動停滞の一因となっている。<br>○人口推計を見れば小学校区単位でのコミュニティ再編も意識しておく必要があるが、地区公民館は住民にとって最も身近なコミュニティの拠点であり、引き続き地区公民館活動の活性化、支援に取り組んでいく必要がある。<br>○今後は、令和７年度に実施したアンケート結果を庁内や地域と共有し、今後の地区公民館のあり方、活性化の検討材料として活かしていきたい。 | C |
| 評価項目 | | 評価理由 | 評価 |
| 地区公民館事業の推進 | 地区公民館活動の活性化を支援します。 | ○公民館単位や公民館三役への助成金、地区公民館連絡協議会への助成金、公民館の新築や大規模改修に対する助成金（令和７年度は実績なし）などの各種助成、囲碁ボールやボッチャ、カローリングなどニュースポーツ用具の貸し出し、スポーツ大会開催などの交流・活動機会の確保（下記参照）などにより地区公民館活動の活性化に努めた。<br>○また、近年の酷暑に対応し、令和８年度から公民館への空調設備設置助成を実施する。 | B |
| | 地区公民館が交流し、活性化するためのスポーツ大会等事業の充実を図ります。 | ○例年の地区公民館連絡協議会の取組として子ども会育成会連絡協議会と連携してグラウンドゴルフ大会を開催したほか、町事業として町民ソフトボール大会を開催、令和６年度に引き続き香春町スポーツフェスタを開催するなど、地区公民館が交流、活動する機会の充実に努めた。 | B |
| 事業の体系化 | 地区公民館事業を把握し、対象者別・目的別に分類し体系化を図ります。 | ○毎年度地区公民館から活動報告書を徴収し、活動状況の把握に努めている。<br>○また、少子高齢化や人口減少など、地区公民館の運営が厳しくなっている状況を受け、令和７年度は地区公民館長を対象にアンケート調査を実施し、地区公民館の実態把握に努めた。 | B |
| 人材の育成 | 研修会等を実施し、地域コミュニティを支える指導者の育成及び交流を図ります。 | ○以前は、地区公民館連絡協議会主催の指導者研修会を実施していたが参加者が少ないため、現在は地公連役員に筑豊地区、田川地区主催の研修会への参加を促しているが、参加者がほとんどいない状況である。<br>○少子高齢化や人口減少により公民館活動自体が停滞、また積極的に公民館長や地公連役員を務める方は極めて少なくなっており、公民館長や地公連役員を対象とした研修会によって地域コミュニティの指導者育成を図ることは難しくなっている。 | C |

| 取組目標 | | 評価理由および改善点 | 総合評価 |
|---|---|---|---|
| ⑤　青少年の育成を推進する<br>家庭・地域への支援とともに、社会教育の充実や学校教育との学社連携・融合により、子どもたちへの体験活動を推進します。また、子どもたちの自主性を尊重し、地域の大人たちが地域の将来を担う子どもたちを育てるための重要な活動である、青少年育成町民会議や子ども会育成会の活動を活性化し、連携を充実させるなど、一体的に青少年の育成を推進します。 | | ○学社連携事業は、町民ホール芸術文化事業における香春思永館の全校児童・生徒に対する芸術体験である「松本紀生さんフォトライブ・講演会」を香春思永館担当教諭と連携を行い、10月に開催した。また、文化庁の「学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業」により、香春思永館と赤村の小中学校の合同で４年生から９年生に対し「能・狂言鑑賞」を11月に開催した。<br>○青少年育成に関する事業の推進などについては、香春町子ども会育成会連絡協議会および香春町青少年育成町民会議と継続して以下の事業の連携を行っている。<br>・香春町すこやかマラソン大会<br>・香春町「少年の主張」大会（書面審査）<br>・ジュニアリーダー宿泊研修会<br>・ジュニアリーダー日帰り研修会 | B |
| 評価項目 | | 評価理由 | 評価 |
| 社会体験活動の充実 | （第４章（２）〈基本的な方向性１〉－④参照） | ○自然体験や集団宿泊体験等の様々な体験活動を行うため、香春町子ども会育成会連絡協議会および香春町青少年育成町民会議と連携し、ジュニアリーダー研修会を宿泊と日帰りで実施した。 | B |
| 学社連携・融合による体験活動の充実 | 香春町地域子ども教室を実施します。 | ○夏休み時期に木工教室、工作教室、フラダンス教室、卓球教室、盆踊り教室、そして令和７年度より新規でバレエ教室を行い、延べ155名の参加があった。参加者へアンケートを取ったところ、概ね９割以上の子ども達が楽しかったと回答している。<br>また、参加延べ人数が増加（123名→155名）している。今後も継続して取り組みたい。 | B |
| | 町民ホール芸術文化事業を実施します。 | ○下記のとおり実施した。<br>・幼児向け事業：６月「みにくいアヒルの子」　来場者150名<br>１月「とっぽとがーこのコミカルサーカス」　来場者113名<br>・思永館向け事業：10月「オーロラの大地から」　前期・後期課程728名<br>・なつの映画まつり：７月「最高の人生の見つけ方」「怪盗グルーのミニオン超変身」を２日間上映。　来場者167名<br>・文化庁「学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業」香春思永館508名、赤小中学校141名<br>・香春音楽祭：３月　来場者370名（３月８日開催） | A |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 各種団体との連携推進 | 青少年育成町民会議と連携し、大人が子どもたちの健全育成に関心を持ち、積極的に関わっていくための体制づくりと啓発を推進します。 | ○日頃より旧小学校区別に組織された町民会議の地域部会を中心に各地区で青少年育成に関する活動を実施している。あわせて、月１回少年補導員と連携し、各地域部会が持ち回りでコンビニエンスストアなどに巡回を行っている。<br>○青少年育成に関する活動は、年４回発行する「ふれあいかわら版」により紹介している。 | B |
| | 青少年育成町民会議や子ども会育成会との連携事業を充実・推進します。 | ○声かけ運動、すこやかマラソン大会、少年の主張大会（書面審査）を開催した。また「ふるさと香春夏まつり盆踊り大会」も実施されたため、例年通り開催日に補導活動を実施した。<br>○子ども会育成会連絡協議会によるジュニアリーダー宿泊研修、日帰り研修を実施した。<br>宿泊研修は30名、日帰り研修は14名の参加があった。<br>令和６年度に比べ宿泊研修は４名減、日帰り研修は５名増となった。宿泊研修は昨今の猛暑により、研修内容の変更を余儀なくされた。<br>今後は内容を工夫し、事業を継続することにより、参加者増につなげたい。 | B |
| | 青少年育成町民会議や子ども会育成会の組織のあり方や事業の見直しと検討を進めます。 | ○青少年育成町民会議、子ども会育成会連絡協議会ともに「ふるさと香春夏まつり盆踊り大会」に伴う補導活動、ジュニアリーダー研修会などに取り組んだが、今後は組織の在り方や方向性の検討が必要である。 | C |
| | 子どもの少ない地域でも参加しやすい事業を検討します。 | ○子ども会育成会連絡協議会に関する事業は、例年通り計画・実施した。<br>　子どもの少ない地域においても参加しやすくするため、主催事業について学校や各育成会長を通じ子ども達へ周知を図った。<br>【Ｒ７に募集した主な子ども会関係事業】<br>・香春町親善グラウンドゴルフ大会（子ども会育成会連絡協議会共催）13チーム86名参加（子ども含む）<br>・ジュニアリーダー研修会（宿泊研修）30名参加（長州苑、山口県油谷青少年自然の家）<br>・ジュニアリーダー研修会（日帰り研修）14名参加(九州鉄道記念館、いのちのたび博物館)<br>・田川郡子ども会親善スポーツ大会　３名参加（糸田アリーナ）<br>・田川郡子どものつどい　５名参加（赤村）<br>・健康づくりウォーキング大会（子ども会育成会連絡協議会後援） | B |
| | 公民館施策との連携を推進します。 | ○青少年に関する事業を各行政区の育成会長あてに周知や取りまとめを依頼した。また、町地区公民館連絡協議会と共催で「香春町親善グラウンドゴルフ大会」を実施した。 | B |

| | | | |
|---|---|---|---|
| ジュニアスポーツの振興 | （第４章（２）〈基本的な方向性３〉－⑨参照） | ○町およびスポーツクラブかわらが主催し、種目別サークルが実施する「ジュニアスポーツ教室」を年間を通じて開催した。<br>また、別途行った「陸上スポーツ教室」や「すこやかマラソン大会」の開催を含め、町内の多くの児童がスポーツに親しめる環境を継続して多数提供できたと考える。これには、民間の任意団体であるスポーツクラブかわらが積極的に事業に関わったことが大きな要因となっている。<br>○大学教授でテレビでも活躍されている講師を招き、講演会をスポーツクラブかわらと町で共催した。 | B |
| 有害情報の管理 | 国や県と連携し、有害図書等の排除など環境浄化や保護者等への啓発活動を推進します。 | ○県から依頼された箇所を年１回、対象店および対象物に対して調査を実施。調査票の写しを店の方に提出、指導している。<br>○町民会議と青少年補導員が同行し、対象店等に月１回の見回り活動を実施。その際に有害図書をはじめとする関連物品の排除や青少年の夜間行動に対する抑制に貢献している。 | B |
| 情報教育の推進 | （第４章（２）〈基本的な方向性１〉－⑦参照） | ○「有害情報に対応する情報セキュリティーやモラルに関する資質向上」について、社会教育係が担当する部分での対応は、町民会議部会員をはじめとする関係者に資料配布や情報提供を行うとともに、町民センターにも関係資料を配置している。 | C |
| 相談体制の整備・充実 | （第４章（２）〈基本的な方向性１〉－④参照） | ○子育て、青少年に関する中核的な相談窓口の設置および児童虐待の防止について、問題事案が発生した場合、スクールカウンセラーおよび学校と連携を密にし素早い対応ができるようにしている。相談窓口として、福岡県「いのちの電話」もしくは、町に相談があった場合はスクールカウンセラーが対応している。 | B |
| 人材の育成 | 大人が青少年育成活動に参加するきっかけや機会を提供する仕組みを検討し、また、その人材を育成することで、持続可能な青少年健全育成の体制づくりを推進します。 | ○日頃より旧小学校区別に組織された町民会議地域部会を中心に各地区で青少年育成に関する活動を実施。あわせて、少年補導員と連携し月１回コンビニエンスストアなどに訪問を行っている。<br>○青少年育成に関する活動は、年４回発行する「ふれあいかわら版」により紹介している。 | B |
| 県主催事業との連携推進 | 福岡県主催による「青少年アンビシャス運動」と連動した事業を推進します。 | ○「青少年アンビシャス運動」は令和４年度で終了しており、本町では現在実施していない。 | 未評価 |
| 家庭教育支援 | （第４章（２）〈基本的な方向性２〉－④参照） | ○子どもの居場所づくりや子育て支援を図るための取り組みとしてキッチン小春ちゃん実行委員会が主催し、子ども食堂「キッチン小春ちゃん」を年12回開催した。この活動を香春町青少年育成町民会議が共催し、町が後援している。<br>○香春思永館において放課後学習「まなびの寺子屋（４～６年）」や「メディアセンター放課後活用事業（後期）」を開催し、子どもの学習習慣の定着を図る取組を行った。 | B |

<table>
<tr><th colspan="2">取組目標</th><th>評価理由および改善点</th><th>総合評価</th></tr>
<tr><td colspan="2">⑥　読書のまちづくりを推進する<br><br>「読書のまちかわら」を推進するため、「香春町図書室」を拠点として、誰もが生涯にわたり読書に親しむことができるよう、環境整備を推進します。</td><td>○蔵書の計画的購入や設備の更新、司書の継続的な配置など、これまでに引き続き香春町図書室を拠点とした環境の整備、環境の維持に努めることができた。<br><br>〈貸出冊数〉<br>令和５年度　19,297冊<br>令和６年度　18,607冊<br>令和７年度　18,788冊</td><td>B</td></tr>
<tr><th colspan="2">評価項目</th><th>評価理由</th><th>評価</th></tr>
<tr><td rowspan="4">香春町図書室の機能の充実</td><td>蔵書の計画的充実を図ります。</td><td>○図書購入や廃棄により蔵書の計画的な充実を図ることができた。<br><br>蔵書数　新規購入等<br>令和５年度　45,313冊　1,408冊<br>令和６年度　45,705冊　1,289冊<br>令和７年度　46,285冊　1,387冊</td><td>A</td></tr>
<tr><td>資料の提供・収集、レファレンス、朗読テープの貸出等利用者ニーズに対応したサービスを継続・推進します。</td><td>○司書の配置により、利用者の需要に応じたレファレンスなどのサービス提供に努めることができた。<br>○朗読テープは、電子書籍や民間の類似サービスの普及で、貸し出しはほとんどない状況。</td><td>B</td></tr>
<tr><td>司書の資質向上を図ります。</td><td>○司書３人を継続的に任用し１日２名体制の勤務形態とすることで、ベテラン司書を中心とした司書同士の業務知識・技術の伝達、情報共有によるレベルの維持は図られている。<br>○ただし、任用形態や勤務体制などの問題で外部研修会への参加が難しい状況であり、オンライン研修などへの参加についても引き続き検討していく必要がある。</td><td>C</td></tr>
<tr><td>近隣市町村の公立図書館と連携し、住民への幅広い読書機会を提供します。</td><td>○相互貸借は主に県立図書館を通じて行われており、近年は増加傾向にある。<br>※令和５年度：13件、令和６年度：25件、令和７年度：15件<br>○現在は月２、３件程度の頻度で相互貸借が行われているが、引き続き県立図書館や近隣図書館との連携を図りながら、住民への幅広い読書機会の提供に努める。</td><td>B</td></tr>
</table>

| | | | |
|---|---|---|---|
| 子どもたちの読書活動の推進 | （第４章（２）〈基本的な方向性２〉－ ②参照） | ○地域学校協働活動によるメディアセンターを拠点とした読書ボランティアによる読み聞かせやメディアセンターの放課後開放などにより、子どもたちが積極的に読書に親しむ環境づくりに努めている。<br>○また、乳幼児に対しては町民センター図書室で読み聞かせイベント「おはなしひろば」を開催したほか、乳幼児世帯へのブックスタートキット配布などの取り組みを行っている。 | B |
| 人材の育成 | 読書ボランティアの養成を図ります。 | ○地域学校協働活動により香春思永館のメディアセンターを拠点に読書ボランティアが活動する体制ができており、日常的な活動を通じての読書ボランティアの養成に努めている。 | A |

| 取組目標 | | 評価理由および改善点 | 総合評価 |
|---|---|---|---|
| ⑦　伝統文化の保存・文化財の整備とその活用を推進する<br>「香春町歴史資料館」を拠点として、伝統文化・文化財の保存・紹介を行い、また、町内に点在する文化財を整備・活用しながら、情報発信していく必要があります。 | | ○企画展「むかしのくらし展」を開催。これまで当町に寄贈いただいた民具と、駄菓子屋の夢博物館より借用した品を展示し、講演会を実施した。<br>○文化財の保存として指定物件やその他の文化財についても保存整備も随時進めている。<br>○香春町の文化財を周知するため、ＳＮＳや香春町ホームページを活用し、わかりやすい周知を行っている。 | B |
| 評価項目 | | 評価理由 | 評価 |
| 香春町歴史資料館の充実と地域文化の活用 | 歴史資料館の常設展や特別企画展、講演会等を開催します。 | ○通常は、香春にちなんだ展示品を展示、常設展を開催している。<br>○特別企画展（むかしのくらし展）を実施、駄菓子屋の夢博物館の小宮裕宣氏の講演会を行った。<br>企画展来場者：のべ300名、講演会来場者：25名 | B |
| | 文化財や伝統文化を紹介するパンフレットや案内看板等の整備を推進します。 | ○県・町指定文化財の日々の点検や保存に向けての協議を管理者と実施した。また、雪穴や河内王陵墓の史跡、種田山頭火遊歩道の草刈り清掃作業を実施した。<br>○傷んでいた案内看板の取り替えを実施した。<br>○郷土史誌100集を発行した。 | A |
| 保存・整備の推進 | 福岡県指定無形民俗文化財である古宮八幡神幸祭や香春盆踊り等貴重な伝統文化や現在見直されている炭坑遺産等の文化財の記録保存や資料収集を図ります。 | ○個人より寄贈を受け保管している多数の民具について、体験活動等の活用の検討を進めている。<br>○文化財の保存として指定物件やその他の文化財についても保存整備ができる体制づくりを進めている。 | B |
| | 文化財の調査・保存・整備に努めます。（資料編　基礎データ⑦を参照） | ○採銅所地区の祭りが無期限休止となったため、関係資料を保存し後世に残せるよう、町が保管、整備した。小笠原眼科関係資料の寄贈をしてもらったほか、町の歴史に重要な資料の寄贈に関する相談や対応を行っている。 | B |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 人材の育成 | 文化財ボランティアの発掘・育成・活用を推進します。 | ○ロマンガイドが実施する町内史跡めぐり等のイベントや郷土史会が実施する近隣史跡巡り（バスハイク）の参加募集について広報に掲載した。<br>○郷土史会が主催する月１回の研修において、研修会場の提供を行った。 | B |
| 継承体制の整備・推進 | （第４章（２）〈基本的な方向性２〉－ ③参照） | ○下記のとおり香春思永館と連携のうえ、ゲストティーチャーや生涯学習課職員を派遣し、前期課程児童に本町の伝統文化や文化財、自然に触れ、考える機会を提供した。<br>（実施した事業）<br>・「香春盆踊り」体験教室（３年生） | B |

<table>
<tr><th colspan="2">取組目標</th><th>評価理由および改善点</th><th>総合評価</th></tr>
<tr><td colspan="2">⑧　文化・芸術の振興を図る<br><br>香春町は、万葉集に七首詠まれた歴史ある町として、香春町文化連盟との連携により短歌に関する行事や各種発表会を開催するなど、文化・芸術の薫り高いまちづくりを推進しています。今後も、日頃から住民が文化・芸術に触れる機会を提供し、その意識を高める取組を推進します。</td><td>○「ふるさと香春秋まつり」は通常通り実施され、例年通りステージでの演芸、体育館での展示を行った。演芸では文化連盟より６団体、展示では12団体が参加した。<br>○「香春町令和万葉の集い」は例年通り開催され、町内外および香春思永館、田川地区内高等学校からの作品も多く応募された。また、芸術文化であい事業、芸術体験事業（町民ホール事業）も予定どおり実施した。</td><td>B</td></tr>
<tr><th colspan="2">評価項目</th><th>評価理由</th><th>評価</th></tr>
<tr><td>関係団体との連携の推進</td><td>香春町文化連盟と連携し、「令和万葉の集い」の開催や「ふるさと香春秋まつり」における作品展示等各種行事の開催に努めます。</td><td>○「ふるさと香春秋まつり」が開催されたことに伴い、香春町文化連盟と連携し、令和７年度は通常通りステージ上での演芸発表および体育館での作品展示（来場者：506名）を開催することができた。<br>○実行委員会形式により「令和万葉の集い」を開催した。<br>・応募実績：総応募者477名<br>・応募作品数：一般の部：163首、高校生の部：194首、中学生の部：72首、<br>小学生の部：127首　　合計556首（令和６年670首）<br>令和７年度は令和６年度に比べ作品応募数が減少した。<br>減少した主な要因としては、一般以外の応募減によるものである。これは、田川地区内の高校および香春思永館に募集を行ったが、応募者が少なかったことがあげられる。しかし、一般の部では163首で令和６年度（161首）とほぼ同数であった。<br>○文化連盟創立40周年記念式典を香春音楽祭と合同で開催した。香春町文化連盟が主催し、町が後援した。</td><td>A</td></tr>
</table>

| | | | |
|---|---|---|---|
| 文化・芸術への意識高揚 | 町民センターホール事業（観劇会、音楽会等）を継続実施します。 | ○芸術文化鑑賞事業を下記のとおり実施した。<br>・幼児向け事業：６月「みにくいアヒルの子」　来場者150名<br>１月「とっぽとがーこのコミカルサーカス」　来場者113名<br>・思永館向け事業：10月「オーロラの大地から」　前期・後期課程728名<br>・なつの映画まつり：７月「最高の人生の見つけ方」「怪盗グルーのミニオン超変身」を２日間上映。 来場者167名<br>・文化庁「学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業」香春思永館508名、赤小中学校141名<br>・香春音楽祭：３月　来場者370名（３月８日開催） | A |
| | 「芸術文化であい事業」を継続実施します。 | ○芸術文化であい事業は、各文化施設が開催するイベントへ訪問する人が増え、２月時点で12施設で29事業、延べ244名（令和６年222名）の利用があった。<br>○ホームページの更新および広報かわらによる情報提供を行い情報発信に努めた。 | B |
| | ふるさと香春夏まつり盆踊り大会、ふるさと香春秋まつり等の振興を通じて、新しい文化を築く活動を推進します。 | ○令和７年度は、ふるさと香春夏まつり盆踊り大会、ふるさと香春秋まつりが予定通り実施された。<br>○ふるさと香春夏まつり盆踊り大会においては、香春町地域子ども教室の盆踊り教室に参加した子ども達が、夏まつりにて盆踊りを披露した。<br>○秋まつりにおいては６団体が特設ステージにて踊り・歌唱など、作品展示においては12団体が体育センターにて書道・写真・短歌・陶芸など日頃取組んでいる文化活動の発信を行った。 | B |

| 取組目標 | | 評価理由および改善点 | 総合評価 |
|---|---|---|---|
| ⑨　スポーツ環境を整備する<br>関係団体と連携し、誰もがいつでも身近にスポーツに親しむことができる環境の整備を推進します。 | | ○小学生年代がスポーツに親しむ環境を確保するため、町およびスポーツクラブかわらによる「ジュニアスポーツ教室」や「陸上スポーツ教室」を年間を通じて開催し、様々な種目を体験できる環境を整えた。成人は８団体が様々な種目で活動している。<br>○町民ソフトボール大会の開催や任意団体による各種大会に対する計画、運営、その他協力へ積極的に取り組んだ。 | B |
| 評価項目 | | 評価理由 | 評価 |
| 関係団体との連携推進 | 香春町社会体育協会等が主催する、スポーツ教室やスポーツ交流会、スポーツ研修会など各種事業に連携協力します。 | ○社会体育協会は、総合型地域スポーツクラブ「スポーツクラブかわら」を設立したため、発展的解散を行ったところである。小学生年代がスポーツに親しむ環境を確保するため、スポーツクラブかわらによる「ジュニアスポーツ教室」や「陸上スポーツ教室」を年間実施することに対して、計画、運営等に関する助言、協力を行った。今後も継続して協力を行っていく。<br>【ジュニアスポーツ教室活動実績】<br>年度　開催教室数　のべ年間開催回数　のべ年間参加者人数<br>令和６年度　９教室　1,063回　12,990名<br>令和７年度　８教室　835回　10,009名 | B |
| 環境整備の推進 | 町民ソフトボール大会や地域の交流を促進するスポーツ大会を開催し、運動に接する環境づくりに努めます。 | ○10月に町民ソフトボール大会を開催した。（９チーム参加、145名申込）<br>○11月にかわらスポーツフェスタとして、囲碁ボールとレクボッチャの２種目を体育センターで開催した。令和６年度より２チーム11名の増であった。（22チーム、150名参加）<br>○今後は、地域で行われるイベントに対して、教育委員会が所有する備品の貸し出しや指導者の派遣などを積極的に行い、各地区の住民が主体となって開催できる環境を作っていきたい。 | B |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 年齢・性別・体力差に関係なく、気軽に楽しめるニュースポーツの普及をはじめ、各種スポーツの振興を図ります。 | ○スポーツクラブかわらによる陸上スポーツ教室を開催し、その中で走ることだけでなく、ボール投げに関する指導も織り交ぜながら実施した。今後は、ニュースポーツに関する普及をより推進するため、町スポーツ推進委員やスポーツクラブ、その他関係者とより多くの協議をしていきたい。<br>○スポーツクラブかわらが主催し、スポーツ研修会（講演会）を開催した。町は運営などに協力した。<br>○令和６年度より、香春町スポーツ大会等出場助成金要項をもとに、九州大会以上の大会に出場した個人・団体に出場助成金を交付した。<br><br>【陸上スポーツ教室活動実績】<br>年度　　開催回数　のべ参加者数<br>令和６年度　　９回　　205名<br>令和７年度　　11回　　201名<br>【スポーツ研修会（講演会）】<br>講師　：谷本　道哉　先生（順天堂大学）<br>参加者：160名［内訳：15名］（３月１５日開催）<br>【令和７年度主な活動結果】<br>（団体）還暦軟式野球：九州大会出場、（個人）軟式野球：全国大会出場、<br>（個人）バドミントン：九州大会出場、（個人）硬式野球：全国大会出場、<br>（個人）空手：全国大会優勝 | B |
| | ジュニアスポーツの振興を図ります。 | ○スポーツクラブかわらと連携し、年間を通じたジュニアスポーツ教室やその他のスポーツ教室を別途開講し、継続して振興を図っている。 | B |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 香春町総合型地域スポーツクラブの振興を図ります。 | ○町はスポーツクラブかわらの運営に対して、継続して助成を行った。<br>○スポーツクラブかわらは、継続してジュニアスポーツクラブや陸上スポーツ教室をはじめとした自主的な活動を行った。また、町やその他任意団体が主催する各種スポーツ大会にスタッフとして参加し、積極的に大会計画、運営への協力を行った。<br>○現在、学校教育課を中心に「香春町部活動地域移行検討委員会」が立ち上っており、スポーツクラブも委員として問題点の洗い出しや研修参加などを行っています。<br>（委員会構成団体）<br>香春思永館、ＰＴＡ、スポーツクラブかわら、福岡県立大学、香春町スポーツ推進委員、行政 | B |
| | 行政区や公民館単位での交流促進や連帯感の醸成、健康・体力向上の推進のため、ニュースポーツ用品等の貸し出しを実施します。 | ○地区公民館・子ども会・老人会活動のために、ニュースポーツ用具の貸し出しを行った。また香春思永館が開催する行事に対してその求めに応じ、囲碁ボールやボッチャをはじめとするニュースポーツ用具の貸し出しも行った。 | B |
| | 「健康スポーツであい事業」を実施します。 | ○以前は田川市民体育館のトレーニング室利用料の助成を行っていたが、利用者数や費用対効果などの検証を行い協議した結果、廃止となり現在は実施していない。 | 未評価 |
| 人材の育成 | 多様化するスポーツ活動に対応できるよう、指導者向けの研修会等を開催し、指導者の育成・確保を図ります。 | ○スポーツクラブかわらに所属する指導者は、それぞれ必要に応じて個人で研修会に参加した。町は、スポーツクラブかわらを通して、資格取得や更新にかかる経費の一部を助成している。<br>○町スポーツ推進委員は九州ブロック、県、筑豊、田川地区で開催された各研修会に積極的に参加した。また、関係団体が開催する研修会の周知を行った。 | B |

| 取組目標 | | 評価理由および改善点 | 総合評価 |
|---|---|---|---|
| ⑩　人権・同和教育を推進する<br>香春町では、お互いの人権を尊重し、思いやりのある、やさしいまちづくりを推進するため、様々な取組を行っています。今後も、義務教育をはじめ、あらゆる教育や様々な学習の場を通じて、人権・同和教育を推進します。そして、単に知識としてだけでなく、「差別をしない、させない、許さない」、人権尊重精神の醸成を図り、人権課題を積極的に解決しようとする実践力を育成するための取組を推進します。 | | ○香春思永館の教職員、行政職員、関係機関・団体等が連携・協力しながら、学校教育と社会教育における人権・同和教育を効果的に推進することができた。<br>○これまでの取組の成果と課題、人権および人権教育をめぐる近年の動向を反映させた「香春町人権・『同和』教育中長期計画第４次プラン」に基づき、地域活動等を推進した。 | A |
| 評価項目 | | 評価項目 | 評価 |
| 各種計画に基づく施策の実施 | 「香春町人権施策基本方針に基づく実施計画」（平成１８年３月策定）、「香春町『同和』教育中長期第３次プラン」（平成２９年３月策定）、「香春町男女共同参画基本計画」（平成３１年４月策定）に基づき、事業の計画的実施を図ります。 | ○香春町人権学習プラン等に基づいて人権・同和教育の指導内容の充実を図り、児童・生徒等の個別人権課題に対する知的理解と人権感覚を高めることができた。<br>○管理職研修、人権・同和教育担当者研修、若年教員研修等を開催し、職責やキャリアステージに応じて求められる人権・同和教育に関する資質・能力の向上を図った。<br>○第２回福岡県人権教育研修会で香春思永館が授業を公開し、人権尊重精神の育成と学力と進路の保障について参加者に多くの示唆を与えた。 | A |

| 取組目標 | | 評価理由および改善点 | 総合評価 |
|---|---|---|---|
| ⑪　地域間交流を推進する<br>歴史・文化・スポーツなどを通した自主的な地域間交流、香春町の歴史・文化や観光資源等を通し、香春町をＰＲしていく取組を推進します。 | | ○歴史資料館の企画展、ふるさと香春秋まつりに伴う演芸発表や体育館での展示を実施することで、本町の歴史や文化、各関係サークルの活動についてＰＲした。 | B |
| 評価項目 | | 評価理由 | 評価 |
| 交流体制の整備・充実 | 民間主導による自主的な交流活動の発足、育成の支援や交流イベントの開催、活動の場の提供等に努めます。 | ○健康に輝く町づくり実行委員会が主催する「健康づくりウォーキング祭」と連携した取組として、スポーツクラブかわらが大会参加者が交流できるスタッフとして参加したうえ、積極的に大会計画、運営への協力を行った。 | B |
| | 香春町の歴史・文化や観光資源を十分に生かした情報発信をし、香春町を知ってもらう事業の検討を行います。 | ○看板の修繕など予算の許す範囲で適宜実施した。ホームページなどを利用して史跡・観光マップなどを紹介しＰＲを行った。また、令和７年度の歴史資料館の企画展「むかしのくらし展」において、講演会と合わせＰＲを行った。 | A |

〈基本的な方向性４〉安全・安心な教育環境を整備する

| 取組目標 | 評価理由および改善点 | 総合評価 |
|---|---|---|
| ①　安全・安心な教育環境づくりを推進する<br><br>学校・家庭・地域・関係機関との連携を図り、より充実した取組と環境の整備を推進します。 | ○学校における危機管理マニュアル、地域安全マップ、学校安全年間指導計画、学校安全マップを適宜見直し活用している。また、香春町通学路交通安全プログラムを基に学校と地域が一体となり児童生徒の防犯・安全対策を実施する体制を整えている。<br>○スクールカウンセラーおよびスクールソーシャルワーカーを活用し、児童生徒へのきめ細かなケアが出来る体制を整えている。<br>○学校が登録者に対するアプリ配信を実施している。不審者事案等、早急にメール配信するよう教育委員会より学校へ協力依頼をしている。 | B |

| 評価項目 | | 評価理由 | 評価 |
|---|---|---|---|
| 防犯、防火・防災体制の充実 | スクールガード・リーダー、通学ガード及び学校安全ボランティアの連携による登下校時の見守り体制の充実を図ります。 | ○登校時、通学ガードを学校周辺に配置し、スクールガードリーダーが地域を巡回し、学校安全ボランティアと登校状況や危険個所等について確認する連携体制が整っている。<br>○下校時、スクールガードリーダーと通学ガードによる学校周辺での定点見守りを実施するとともに、教育委員会等による青色防犯パトロールを実施した。また、区長会・民生委員児童委員協議会・ＰＴＡ等に対して、ながら防犯活動の啓発に取り組み、地域全体で下校する児童を見守る体制の強化を図った。ただし、登校時に比べて見守り活動に参加できる学校安全ボランティアが不足している。 | B |
| | 学校安全ボランティアの広報周知による募集・充実に努めます。 | ○ボランティアの募集を次のとおり実施した<br>・町ホームページ掲載。<br>・広報かわら５月号に掲載。<br>・役場職員に対して随時募集を実施。<br>○令和７年度登録者数<br>・地域61名、役場27名 | B |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 危機管理マニュアルの見直しと地域安全マップの再点検を行います。 | ○学校において危機管理マニュアルを作成しており、年度当初の職員への共通理解とともに、適宜見直しを実施している。<br>○旧小学校区ごとに作成している地域安全マップについて、保護者アンケート、学校安全ボランティアアンケート等で地域の危険個所を集約し、地域ぐるみの学校安全推進委員会等において修正箇所について協議を行い更新を行った。 | B |
| | 学校安全年間指導計画に基づき、施設・設備の点検を定期的に実施します。 | ○学校において学校安全年間指導計画に基づき、児童生徒が安全な学校生活が送れるように支援している。<br>○毎年、学校安全計画目標を作成し教職員で共通認識している。<br>○学校において毎月校内の安全点検を実施している。点検結果は、香春町教育委員会学校訪問の際に確認を行った。 | A |
| | 避難経路・避難場所を明記した学校安全マップを見直し、掲示・活用します。 | ○学校において避難経路・避難場所を明記した学校安全マップを作成している。また、適宜見直しを実施するとともに、避難訓練等では、教員一人一人が手元に持ち、全教員で共通理解をした上で活用している。 | B |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 学校安全対策事業の推進 | 香春町の地域ぐるみの学校安全推進事業を推進します。 | ○香春町地域ぐるみの学校安全推進委員会設置要綱に基づき、年２回全大会を開催している。令和７年度は、令和６年度よりも行政区長代表者、民生委員代表者、ＰＴＡ役員の参加者が増加した。引き続き地域代表の多くの方に参加していただくための体制づくりを継続する。<br>【令和７年度の地域ぐるみの学校安全推進委員会】<br>・第１回（７月）学校の安全対策の実施状況の説明、保護者アンケート結果の周知、警察による不審者事案の状況説明、「子ども１１０番の家」の修正、ながら防犯の協力依頼、旧小学校ごとに地域安全マップの修正<br>・第２回（３月）学校の安全対策の実施状況の説明、町内の不審者事案の報告、地域安全マップの修正内容の報告、警察による防犯や特殊詐欺に関する注意喚起 | B |
| | 保護者や学校安全ボランティア等の意見を反映した通学路における危険箇所について「香春町通学路交通安全プログラム」に基づき、関係部署及び関係機関と現地点検や連携を実施し、PDCAサイクルに基づきながら通学路整備等を行い、安全確保に努めます。 | ○「香春町通学路交通安全プログラム」に基づき、関係機関（警察、県土整備事務所、国道事務所、町建設課・総務課）と連携した通学路安全推進会議を開催した。保護者アンケートや学校安全ボランティアアンケートにおいて集約した危険個所について対策を協議した。<br>・合同点検の実施１箇所<br>・継続協議箇所の進捗の確認 | A |
| | 町の防災行政無線を活用し、下校時等における「子ども見守り」放送を実施し安全確保に努めます。 | ○下校時に防災無線を放送し、地域の見守り機運を高めている。<br>○近隣で発生した不審者事案の情報は関係課と情報共有し、関係課からそれぞれの関係機関等への協力を依頼し見守り活動をすることで事案の減少に繋がっている。<br>○総務課において毎日17時に児童生徒に帰宅を促し住民の見守りをお願いする放送を引き続き実施した。<br>○防災行政無線による下校時等の放送について、一部地域からは放送の必要性について苦情が出ている。令和６年度までは、前期課程の下校の度に放送を流していたが、令和７年度は前期課程の最初の下校のみ放送するよう改めた。しかしながら苦情は続いているため地域の理解を深める取組が課題である。 | B |
| | 登下校時の見守りパトロール等の継続した実施を依頼します。 | ○登校時、スクールガードリーダーによる巡回を実施した。また、学期はじめは教育委員会もパトロールを実施した。<br>○下校時における警察のパトロール巡回の実施を教育委員会と学校よりお願いしており、パトロールが実施されている。<br>○総務課（地域のボランティア含む）、教育委員会において児童生徒の下校時に青色防犯パトロール活動を実施した。 | A |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 「子ども１１０番の家」活用を推進します。 | ○学校の学校安全対策委員会の中で「子ども１１０番の家」の登録者を整理している。<br>ＰＴＡ、区長会および民生委員会等へも協力を呼びかけた。<br>○香春町地域ぐるみの学校安全推進委員会において啓発を行った。 | B |
| | 登下校時に合わせた散歩やウオーキングの呼びかけを行います。 | ○各地域におけるボランティアや香春町青少年育成町民会議環境問題専門委員会員等に協力をしてもらい、登下校時に合わせた散歩やウォーキングにより地域の見守りを実施した。<br>○区長会、民生委員児童委員協議会に対してながら見守りの啓発を行った。 | B |
| 被害を受けた児童生徒に対する支援 | カウンセリング等の適切な支援を行います。 | ○県派遣のスクールカウンセラーを活用し、児童生徒へのケアを行う体制を整えている。また、町費のスクールカウンセラーも活用することが出来た。相談業務の他、認知行動療法の実施、教育相談委員会へ参加し情報共有や助言を行った。<br>○平成29年度より香春町正職員であるスクールソーシャルワーカーを活用し、積極的な支援により、児童生徒の状況がきめ細かに把握され手厚い対応を行った。<br>○年度内に改善が見られない案件は、年度が変わってもスクールソーシャルワーカーが継続的な支援を行っている。<br>【スクールソーシャルワーカー業務　改善件数/相談件数】<br>Ｒ５年度　Ｒ６年度　Ｒ７年度<br>前期課程　30/56　49/67　60/85<br>後期課程　18/32　34/46　23/37 | A |
| スクールバスの運行・管理 | 香春思永館に通学する児童・生徒の通学の用に供するためにスクールバス運行を導入しています。安全運行を第一に、効率的且つ効果的なスクールバス運行体制の整備に努めます。 | ○学校、教育委員会および運行事業者による定期的な会議により、運行体制や運用方法について協議を実施している。<br>○香春町スクールバス運営委員会を開催し、地域の代表者やＰＴＡ代表者も参画し幅広い意見を取り入れてスクールバスの運営を行っている。<br>○事故件数は１件（対物）であったが安全に運行することが出来た。<br>○前期課程の乗車について、保護者からバス運行事業者への乗車予定変更の連絡が漏れる場合があり、バス出発時刻に影響がでることがある。保護者および児童にバス乗車のためのルールの徹底を図る必要がある。<br>○スクールバス内で上級生から下級生へのいじめ事案が発生した。事案発生時の学校、保護者、バス事業者との連携方法について確認を実施した。 | B |

| 取組目標 | | 評価理由および改善点 | 総合評価 |
|---|---|---|---|
| ②　安全・防災教育を推進する<br>学校生活上起こりうるあらゆる事件・事故等に対する安全教育の推進とその評価を定期的に実施し、子どもたちの危険予測・危険回避能力の育成に努めます。また、過去の災害の教訓を忘れることなく、正しい備えと適切な判断ができ、行動がとれるよう防災教育の徹底を図り、「自分の命は自分で守る」という意識の醸成を図ります。 | | ○令和７年度も児童生徒の安全を確保するため各関係機関・団体と連携して取組を進めた。学校安全推進委員会（年２回）では学校の安全教育計画や登下校やバス通学の状況について説明し、教育委員会からは安全マップの更新についてや警察署や関係機関と連携して進める通学路整備や危険個所点検について説明した。令和６年度の課題であった下校時の見守り活動の拡充については、町内各所で協力していただいているボランティアに引き続きお願いするとともに青パトでの巡回による児童生徒の見守りを継続した。令和８年度も上記の取組を継続するとともに、児童生徒の安全教育を通して自らの安全を確保する力が身に付き、高まっていくよう学校と協働して取り組んでいかなければならない。 | B |
| 評価項目 | | 評価理由 | 評価 |
| 安全・防災教育の充実 | 学校における教育活動での危険予測の理解と安全確保の促進を図ります。 | ○身の回りの危険回避や事故防止について理解し、安全に学校生活が送れるよう年間を通して学級指導を行っている。令和７年度は登下校の安全確保と安心・安全な環境確保を重点目標として取り組んだ。登下校に関しては、町内ボランティアの協力や青パトでの巡回、学校前交差点での町雇用安全指導員による安全確保の取組等を進めてきた。令和７年度は、大きな事故なく児童生徒の安全確保の取組を実施することができた。 | B |
| | 火災に限らず様々な災害についての防災教育を実施し、危険予測・危険回避についての理解を深める取組を推進します。 | ○令和７年度は年間計画に基づき地震・火災を想定した避難訓練２回（５月・11月）、不審者の侵入を想定した避難訓練１回（１月）を実施した。全校一斉で行う避難訓練と学級指導等で行う安全教育指導を繰り返しながら年間を通して児童生徒に指導を行っている。11月の避難訓練では町消防団の協力で火災発生を想定した消防車による消火活動、１月の避難訓練では田川警察署の協力で実際に不審者が侵入した場面設定での安全確保について指導を受けた。教職員や児童生徒の防災・安全意識の向上につながった。 | A |
| | 授業中だけでなく、休憩時間や登下校を想定した避難訓練を推進します。 | ○１月の不審者侵入に関する避難訓練は、児童生徒への通知をせずに実施した。授業中ではあったが、緊急時においての放送や担任の指示をしっかり聞き、危険を回避し、身を守る活動をいかに迅速に行うことができるかという観点で実施した。事後には振り返りを行い、いつ起こるか分からない災害に対して日頃からの意識の在り方について学年に応じて指導した。 | B |
| | 交通安全教室を開催し、交通ルール・マナーの習得や自転車の点検整備と正しい乗り方、運転者の義務と責任についての理解促進を図ります。 | ○令和７年度も４月に１年生と４年生で実施した。令和７年度も田川警察署や安全協会の方々の指導を受けることができた。１年生は信号を確認して安全に横断歩道を渡るということについての実技指導、さらに登下校の際の車に注意することや道路の右側を通ることについて指導を受けた。４年生は交通ルールについて講義を受け、自転車の正しい乗り方について指導を受けた。特に令和８年度からの自転車に関する法令の変更について簡単に触れていただき、自転車の乗り方の注意喚起を行うことができた。 | A |

| 取組目標 | | 評価理由および改善点 | 総合評価 |
|---|---|---|---|
| ③　学校教育施設の整備充実と環境美化を推進する<br><br>香春思永館の教育施設・設備の充実を図るとともに、学校・家庭・地域が連携して子どもたちの環境美化意識を醸成し、児童生徒が安心して学べる、落ち着いた環境の学校づくりを推進します。 | | ○施設・設備等の安全点検は、学校で定期的に行っている。修繕は、教育委員会で優先順序を付け、児童生徒の安全性を最優先にして決定している。<br>○令和６年度からは法定点検に準じた自主点検計画による点検を開始した。 | A |
| 評価項目 | | 評価理由 | 評価 |
| 学校教育施設の整備・充実 | 香春町学校教育施設個別施設計画等に基づき、香春思永館、給食センターの施設・設備等の計画的な点検・評価を実施し、長寿命化のための整備充実を図ります。 | ○長寿命化を実現するため、日々の点検により判明した些細な修繕箇所についても、被害が拡大する前に修繕を実施することができた。<br>○令和６年度からは長寿命化計画にある法定点検に準じた点検計画「香春町教育施設の長寿命化計画に係る法定点検に準じた点検の実施計画」による点検を実施した。<br>【点検計画】<br>昇降機　：毎年度実施<br>建築設備：初回_令和６年度_以降は２年に１回<br>消防設備：初回_令和６年度_以降は２年に１回<br>建築物　：初回_令和８年度_以降は４年に１回 | A |
| | 学校遊具等の安全点検の計画的な実施に取り組みます。 | ○施設等の点検は、学校において学校安全計画に位置づけられ、チェックシートに基づき毎月定期的に実施している。<br>○全ての遊具を２年に１回業者による点検を受けている。<br>・令和６年度点検において不備はなかった。次回は令和８年度実施予定。<br>○学校にあるサッカーゴールについて適切に管理されているか確認した。<br>○バスケットのゴールを２年に１回業者による点検を受けている。<br>・令和７年度点検でワイヤーの劣化が発覚し、修繕を実施した。 | A |
| | 修繕等が必要な箇所について速やかに適切な対応が図れるよう、学校と連携した連絡体制を維持します。 | ○学校管理職より適宜連絡を受け、学校および教育委員会が必要な箇所等を情報共有し、修繕に繋げている。 | A |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 環境美化意識の醸成 | 清掃活動等による意識の醸成を目指します。 | ○自分たちの学校を自分たちできれいにするという理念のもと、各学年で校内を分担し教職員も一緒に毎日の清掃活動を行っている。学期末には全校一斉の大掃除の時間（45分）を設定し、日頃できない場所等に通常の清掃時間（15分）より多くの時間をかけて学校美化活動を行っている。 | B |
| | 学校の特別活動等の時間を活用し、校舎内外の美化活動の推進を図ります。 | ○令和７年度も前期課程は運動会前に運動場の除草作業や敷地内の清掃・美化活動を行った。９年生は卒業前に奉仕活動として、学校敷地内の清掃および周辺のゴミ拾いに取り組んだ。 | B |
| | 地域での環境美化活動と児童生徒の活動が連携する取組を推進します。 | ○令和７年度も８年生が教職員やＰＴＡ、地域の方々とプランター花づくりを実施し、７月の職業体験活動先の商店等に感謝の気持ちをこめて配布した。この取組を通して地域の環境美化や環境維持に対する意識の向上を図った。 | B |

# 令和７年度香春町教育施策の推進状況の点検・評価に対する総評

令和８年７月 14 日
香春町教育委員会評価委員会
委員長　伊勢　慎
副委員長　宮成　努
委　員　大場祐子

香春町教育委員会評価委員会は、令和８年６月 25 日から本日まで評価委員会を３回開催し、令和７年度に香春町教育委員会が管理及び執行した香春町教育施策の推進状況における点検及び評価を行った。

評価については、令和４年３月に策定された「第３期香春町教育振興基本計画（令和４年度～令和８年度)」の４つの基本的方向性における施策の点検・評価をすることで、事務の管理及び執行状況についても点検及び評価するものと位置付けている。

「第３期香春町教育振興基本計画」における評価については、Ａ評価、Ｂ評価となる取組目標、施策が多く、組織的・計画的に実施されていると判断できる。特に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、非常勤講師、特別支援教育支援員などの配置をはじめとした、香春思永館への人的支援が充実している点及び、地域学校協働活動の一環として実施されているふるさと学習は、子どもたちの郷土愛の醸成や非認知能力の育成に大きく寄与し、香春町で勤務する教職員を支える取組にもなっている点は、他の市町村にはない独自の取組・施策として高く評価できる。加えて、Ｂ評価からＡ評価、Ｃ評価からＢ評価、Ｄ評価からＢ評価と評価が改善された評価項目、施策もあり、評価理由も適切であり、具体的な実践的取組ができていることが考えられる。また、教職員への支援の取組も改善されていると考えられ、継続的な支援をお願いしたい。

Ｃ評価、Ｄ評価となった取組目標、施策において、課題が把握されているものについては、次年度に活かしていただきたい。一方、課題への対応方法の方向性がまだ見いだせていないものについては、令和８年度中に検討を重ね、取組を強化していただきたい。加えて、令和６年度の評価と同様にＣ評価、Ｄ評価と変わっていない取組目標、施策については、評価理由から改善点を具体的に考察し、実行に移していくことを強く望む。また、今年度、Ａ評価からＢ評価となった取組目標、施策もあり、十分に成果があるものと評価できる一方、香春町独自の特色ある取組として、他市町村のモデルになる取組へとなるようさらなる改善を期待する。

そして、改善点については学校をはじめ保護者、各関係機関と連携して対策等を考える必要がある。特に、家庭の意識が関係する非常に重要な課題もあり、更なる保護者への啓発が大切である。また、「第３期香春町教育振興基本計画」に基づいた点検・評価は４年目ではあるが、次期教育振興基本計画策定のためには、評価項目、評価基準の再考の必要性があると思われ、より的確な評価となるよう今後の課題として指摘しておく。

以上より、令和７年度香春町教育施策の推進状況の点検・評価は、それぞれの取組目標、施策に対して具体的な理由を基にした適切な評価ができており、課題もあるが、取組が一層充実してきていることを表す結果となったと考える。

令和８年度においても、子どもたちの安心・安全を最優先に一つ一つの問題にしっかりと向き合い、各事業における課題点の現状把握に努め、教育委員会を中心に、学校、保護者、各関係機関との連携を強化するとともに、具体的な対策を引き続き検討してほしい。加えて、本点検・評価を基にした具体的な取組については、香春町が一体となって子どもたちの教育を行うための実践として、保護者、町民への周知にも積極的に取り組んでほしい。

（資料１）

○　地方教育行政の組織及び運営に関する法律
（昭和三十一年六月三十日法律第百六十二号）

（教育委員会の職務権限）
第二十一条　教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。
一　教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること。
二　教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関すること。
三　教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
四　学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。
五　教育委員会の所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
六　教科書その他の教材の取扱いに関すること。
七　校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。
八　校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。
九　校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。
十　教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。
十一　学校給食に関すること。
十二　青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。
十三　スポーツに関すること。
十四　文化財の保護に関すること。
十五　ユネスコ活動に関すること。
十六　教育に関する法人に関すること。
十七　教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること。
十八　所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。
十九　前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。
（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）
第二十六条　教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。
2　教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たつては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

（資料２）

○香春町教育委員会評価委員会設置要綱

平成２５年３月１日
教委要綱第１号

（設置）
第１条　香春町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は，地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２７条第１項に規定する教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価を行うに当たり，同条第２項の規定により教育に関し学識経験を有する者の知見を活用するため，香春町教育委員会評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。
（所掌事務）
第２条　評価委員会は，教育委員会が行う教育活動の執行状況について外部の知見及び視点を活用して評価を行い，教育委員会に評価結果を報告する。
（組織）
第３条　評価委員会は，教育委員会が委嘱する３人の委員をもつて組織し，学識経験者１人，教職員代表１人，保護者代表１人とする。
（任期）
第４条　委員の任期は，教育委員会が委嘱した日から同日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。
２　委員は，再任されることができる。
（委員長及び副委員長）
第５条　評価委員会に，委員長及び副委員長を置く。
２　委員長は，委員の互選により定める。
３　副委員長は，委員長の指名により定める。
４　委員長は，会務を総理し，評価委員会を代表する。
５　副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故があるとき，又は委員長が欠けたときは，その職務を代理する。
（会議）
第６条　評価委員会の会議は，委員長が招集し，その会議の議長となる。
２　評価委員会は，委員の過半数が出席しなければ，会議を開くことができない。
３　委員長が必要と認めるときは，委員以外の者を会議に出席させて，意見を聴き，又は必要な資料等の提出を求めることができる。
（庶務）
第７条　評価委員会の庶務は，教育課学校教育係において処理する。
（その他）
第８条　この要綱に定めるもののほか，評価委員会の運営に関し必要な事項は，委員長が評価委員会に諮つて定める。

附　則
（施行期日）
この要綱は，平成２５年４月１日から施行する。

附　則（令和４年９月１日教委要綱第１２号）
この要綱は，令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和８年３月２７日教委要綱第２号）
この要綱は，令和８年４月１日から施行する。